

2014 — 2018



住民と行政とが協働する足腰の強いむらづくり

第5次相良村総合計画

**第2期 基本計画**



## 村長メッセージ

本村では、平成21年に策定しました相良村総合計画により、むらの将来像「自然と産業が調和し、みんなで創る心豊かなむら」の達成に向け、むらづくりを進めてきました。

本村を取り巻く環境は、「人口減少や少子高齢化の急速な進展」、「地域経済や地域雇用の停滞」、「農地等産業基盤の荒廃化」、「環境問題の深刻化」など、厳しい状況にあります。

また、東日本大震災の発生による不安はたいへん大きく、「大規模災害への対応」はこれまで以上に重要な課題となっています。被災された地域の方々のひたむきな姿に対し、全世界から多くの感嘆と称賛を受けたことは記憶に新しく、あらためて人と人との絆の大切さを感じさせられます。

このような状況のなかでも、将来にわたり子どもたちが夢を持てる「むら」、住民が快適に生活することができる「むら」にしていくため、策定から5年間を経て、第2期基本計画を策定しました。

本計画に基づき、住民と村が共通の理念のもと、住民と行政が共に支えあい、理解と信頼を深め、それぞれの役割を十分に果たし、むらづくりを進めていくことが必要です。

今後はさらに、「住民と行政とが協働する足腰の強いむらづくり」に向けて、誠実に、着実に進めていくためにも、皆様の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言、様々な角度からのご審議をいただきました村議会議員の皆様、そして熱心なご審議をいただきました総合計画審議会委員の皆様にご心からの感謝を申し上げます。

平成26年3月

相良村長

徳 田 正 臣



# CONTENTS

## 相良村の概要 1

位置と地勢 .....	1
沿革／村民憲章／村章 .....	2
村花・村木・村鳥／公式キャラクター .....	3

## 第1編 序論 4

第1章 基本計画改定の趣旨 .....	5
第2章 社会経済情勢 .....	6
第3章 総合計画の構成と期間 .....	8

## 第2編 基本構想 9

第1章 むらづくりのコンセプト .....	10
○むらの将来像 ○むらづくりの理念 ○むらづくりの目標	
第2章 むらづくりの目標 .....	11
目標1 住民とともに歩み、コミュニティを重視するむらづくり .....	11
目標2 自然と共生した安全なむらづくり .....	12
目標3 地域経済の安定を生みだす産業づくり .....	14
目標4 安心して暮らせる地域社会づくり .....	15
目標5 個性と創造力あふれる、心豊かな人づくり .....	17
目標6 交通の利便性を活かした産業と交流のむらづくり .....	19
目標7 快適な生活を支える基盤づくり .....	20

## 第3編 第2期基本計画（2014年度～2018年度） 21

第1章 基本フレーム .....	22
第1節 人口と世帯 .....	22
第2節 産業と経済 .....	24
第3節 土地利用について .....	26
第2章 大綱別計画 .....	28
目標1 住民とともに歩みコミュニティを重視するむらづくり .....	29
主要施策1 住民自治活動の支援 .....	29
主要施策2 開かれた行政の推進 .....	30
主要施策3 行財政改革の推進 .....	31

目標2	自然と共生した安全なむらづくり	34
主要施策1	自然環境の保全	34
主要施策2	環境保全の推進	35
主要施策3	住環境の向上	37
主要施策4	安全なむらづくり	40
目標3	地域経済の安定を生み出す産業づくり	45
主要施策1	農林水産業の推進	45
主要施策2	工業の振興	47
主要施策3	商業の振興	47
主要施策4	雇用・就労環境の向上	48
目標4	安心して暮らせる地域社会づくり	49
主要施策1	健康づくりの促進	49
主要施策2	地域福祉の展開	51
主要施策3	子育て支援の充実	52
主要施策4	高齢者・障がい者福祉の充実	54
主要施策5	社会保障の充実	57
目標5	個性と創造力あふれる、心豊かな人づくり	58
主要施策1	生涯学習の推進	58
主要施策2	学校教育の充実	59
主要施策3	社会教育の充実	60
主要施策4	地域文化の振興	61
主要施策5	生涯スポーツの振興	64
主要施策6	人権の尊重	65
目標6	交通の利便性を活かした産業と交流のむらづくり	67
主要施策1	地域内外交流の促進	67
主要施策2	集客交流の展開	68
目標7	快適な生活を支える基盤づくり	70
主要施策1	道路・交通網の整備	70
主要施策2	情報通信網の整備	72

歴代村長・副村長・議長・副議長	74
相良村の年表	75

# 相良村の概要

## 位置と地勢

本村は、熊本県の南部に位置し、人吉球磨盆地のほぼ中央にあり、村の中央を日本三急流の一つである球磨川の支流「川辺川」が北から南にかけて貫流しています。北部は、標高400m～1,300mの山岳が連なる山林地帯であり、南部は、平野が拓けた農耕地帯を形成しています。村の総面積は94.54km<sup>2</sup>で地目別にみると、農地8.37km<sup>2</sup>(8.85%)、宅地1.81km<sup>2</sup>(1.92%)、山林・原野69.94km<sup>2</sup>(73.98%)、その他14.42km<sup>2</sup>(15.25%)となっており山林の占める割合が高くなっています。

気象状況は、平均気温は15.2℃と全般的には温暖でおだやかな気候ですが、近年夏季には35℃以上の猛暑日が続き、冬季には最低気温が氷点下になる日もみられます。また、年間で平均約2,600mm前後の降水量がありますが、近年集中豪雨の回数が増加しており、年間の降雨量が増加傾向にあります。



■相良村の地目別土地利用面積

単位：ha・%

	総面積	農用地		森林	水面河川 水路	道路	宅地		その他
		田	畑				住宅地	工業用地等	
面積	9,454	455	382	6,994	87	233	114	67	1,122
構成比	100.0	4.81	4.04	73.98	0.92	2.46	1.21	0.71	11.87

資料：熊本県統計年鑑（平成24年）



## 沿革

鎌倉時代の建久年間に、柳瀬地区は、人吉を中心とした人吉庄に含まれ、深水、川辺、四浦地区は、永吉庄に含まれていたといわれています。鎌倉時代から明治時代に至るまでの700有余年は、相良氏の統治下にありました。その後、明治22年4月「市町村制」の施行とともに、当時、川辺村、深水村、柳瀬村の3村が合併し、川村となり、四浦村と五木村は組合村を結成し、役場を四浦村に置きましたが、明治29年再び分離独立し、四浦村となりました。

昭和28年9月公布の町村合併促進法に基づいて、昭和31年9月1日川村と四浦村が合併し、新村名「相良村」として現在に至っています。

## 村民憲章

- 一、自然の恵みに感謝し、豊かな美しい村をつくります。
- 一、仕事によるこびと誇りをもち、産業の振興に努めます。
- 一、先人に学び、伝統を継承し、文化を高めます。
- 一、かけがえのないいのちを大切にし、健康づくりに努めます。
- 一、助け合い励ましあって、住みよい村をつくります。

## 村章



さがらの「さ」を図案化したもので、将来に向かって強く、大きく飛躍する「発展」と互いに交わる村民の融和を表し、下部の切り抜きは貫流する「川辺川」を表しています。

## 村花・村木・村鳥



村花 「福寿草」



村木 「茶」



村鳥 「セキレイ」

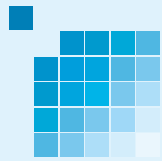
## 村公式キャラクター



### 「サガラッパ」

営業主任（平成 25 年 4 月 1 日辞令交付）

相良村出身のデザイナー西小路修一氏がデザインしたキャラクター。村に伝説が残るカッパがモデル。背中の甲羅は特産のお茶の葉。西小路氏が考案した9つのキャラクターの中から村職員が3つの案に絞り込み、住民投票で決定しました。愛称は、村内の小中学生から案を募集し、応募された中から選ばれました。



# 第1編 序論

《第1章》 基本計画改定の趣旨

《第2章》 社会経済情勢

《第3章》 総合計画の構成と期間



## 《第1章》基本計画改定の趣旨

相良村では、昭和45年度に第1次振興計画「すべての地域住民が明るい豊かな生活ができる平和な郷土建設」を策定して以降、昭和58年度の第2次総合計画「農林業と工業を基調とした、ゆたかな住みよいむらづくり」、第3次及び第4次の「水と緑を生かした潤いのある村づくり」を将来像として、その時々々の社会情勢や住民のニーズ等に対応しながらむらづくりを進めてきました。

平成21年度を初年度として策定した第5次総合計画では「自然と産業が調和し、みんなで創る心豊かなむら」を新たな将来像と掲げ、進行する少子高齢化社会や時代の要請である地方分権社会に的確に対応する手段として、地域の更なる飛躍と発展を図るべく、地域資源である豊かな自然から受ける「恵み」を大切にしながら、歴史や文化を受け継ぎ、活力ある産業振興を図り、心が通いあう住みよいむらづくりの方向性として示しました。

また、第5次総合計画を初年度の平成21年度を「協働元年」とし、第5次総合計画を住民と行政の協働によるまちづくりの基本となる計画と位置づけ、「住民と行政とが協働する足腰の強いむらづくり」を基本理念として、計画の策定段階から住民へのアンケート等を実施し、住民参画の機会を設けて、多くの住民の意見や提案を反映した計画として策定しました。

第5次総合計画から5年が経過し、この5年間のむらづくりを顧みますと、情報通信基盤整備による情報格差の是正、医療費無料化の中学生まで引上げ、給食費3割補助等の子育てに対する支援等、基本計画等に掲げる施策を着実に実施し、むらづくりを推進してきました。

しかし、その一方で時代潮流である人口減少や少子高齢化が一層加速しており、地域経済や地域雇用の停滞、さらには農地等産業基盤の荒廃化、財政状況の硬直化が進み、様々な行政分野で本村を取り巻く環境が大きく変化してきました。また、環境問題の深刻化、東日本大震災を起点とする防災等における地域としての危機管理等の課題、原発事故、国境紛争、リーマン・ショック後の世界同時不況等、社会経済情勢も変化しており、住民生活にも大きく影響しています。

こうした社会経済情勢や環境の変化等のむらづくりを取り巻く様々な課題と、施策の成果を踏まえて、平成26年度から向こう5年間で取り組む施策を定め、「自然と産業が調和し、みんなで創る心豊かなむら」の実現に向けて、基本計画を改定します。



## 《第2章》社会経済情勢

### 1) 人口減少・少子高齢化の加速

我が国総人口は、平成22年の国勢調査によると1億2,806万人でしたが、その後は減少に転じると予測されるなか、少子高齢化も一層加速しています。こうした人口減少や少子高齢化の加速は、労働者の減少や地域活力の低下、年金や医療費等の社会保障費の増加のほか、社会のさまざまな面で影響が懸念されます。

また、ひとり暮らしの高齢者世帯や高齢者夫婦のみ世帯の増加、核家族や共働き世帯の増加等により、介護や子育て等の生活不安が増大していることから、地域の絆の再生や災害時における要援護者への対応等が求められています。

### 2) 健康への意識や健康志向の高まり

高齢化の進行や生活習慣病の増加を背景に、体力の向上と健康増進に対する関心が高まっています。また、平成21年に新型インフルエンザ、近年では風疹が流行しており、今後も新たな感染症等が流行することも考えられ、健康への不安も大きくなっています。

急速に進む高齢化への対応としては、介護予防策が重要性を増すとともに、医療に関しては、医師・看護師の不足等の対応も指摘されており、総合的な地域医療体制の充実が求められています。

### 3) 安全・安心意識の高まり

平成23年に発生した東日本大震災は、被災地を始め我が国全体に甚大な被害をもたらしました。東海地域では、南海トラフ巨大地震の発生による大規模な被害も予測されていることから、東日本大震災の教訓をふまえて、これまで以上に計画的な防災・減災対策を講じていくことが求められています。

### 4) 環境問題の深刻化

地球温暖化を始め地球規模で環境問題が深刻化するなか、低炭素・資源循環型社会の構築、自然環境の保全・再生等の環境への意識や関心が高まっています。また、東日本大震災は、福島原子力発電所に大きな被害を及ぼし、我が国のエネルギー政策そのものに議論を提起しました。

こうした環境意識の高まりを受け、住民、企業、行政がそれぞれの立場で責任ある行動を実践することにより、低炭素・資源循環型社会を形成していくことが求められています。

## 5) 価値観やライフスタイルの多様化

住民の価値観や生活様式は多様化しており、物質的な豊かさよりも精神的な豊かさを重視する傾向が強まっています。働き方や住まい方、学び方も多様化し、仕事と生活の調和を重視するワーク・ライフ・バランスの考え方も広まっています。

また、文化活動やスポーツ活動は、健康の維持や青少年の健全育成、地域の活力創出、いきがづくり、住民間交流の活発化のほか、地域づくりにおいても多様な効果が期待できます。

## 6) 地域経済を取り巻く環境の変化

グローバル化が進み、経済活動における国際間の競争は激しさを増しています。我が国の経済は、平成20年のリーマン・ショック後の世界同時不況によって大きな打撃を受けましたが、現在、国の経済政策により、円安・株高が進み、日本経済の回復への期待が高まっています。ただし、今後、実施される消費税増税が、私たちの生活にどれほどの影響を与えるのかという不安もあります。

また、労働環境では、団塊の世代の大量退職による労働力人口の減少、女性や高齢者の雇用（定年延長を含む）のあり方も問題となり、誰もが安心して働ける雇用環境の整備が求められています。

## 《第3章》総合計画の構成と期間

第5次総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画で構成します。

### ■基本構想（むらづくりのコンセプト）

むらの将来像を実現するため、むらづくりの理念とその目標、基本的な方向性を明らかにし、これを実現するために取り組む施策の大綱を示すもので、他の計画の根幹をなすものです。

期 間 平成21（2009）年度から平成30（2018）年度 10年間

### ■基本計画（目標別の主要施策の計画）

基本構想で定める目標ごとに、主要施策を設定し、個別の施策の体系とその方向性を定めるものです。

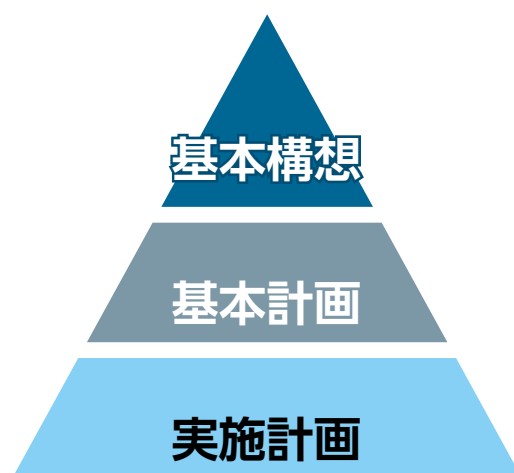
期 間 《第1期》平成21（2009）年度から平成25（2013）年度 5年間

期 間 《第2期》平成26（2014）年度から平成30（2018）年度 5年間

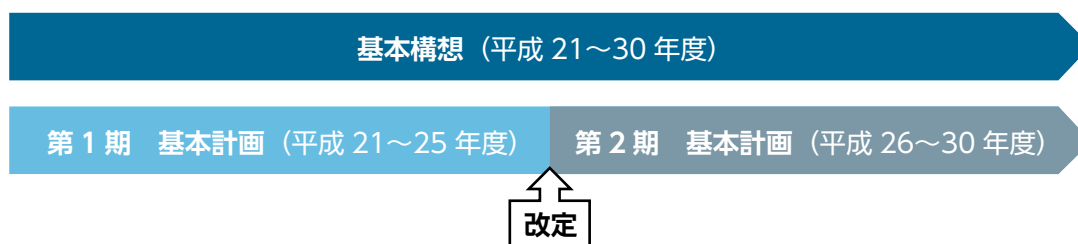
### ■実施計画（主要施策別の年次計画）

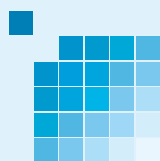
基本計画で定められた主要施策の方向性をもとに、財政状況や社会ニーズを考慮して、具体的に実施する事業を決定する短期計画です。（3か年計画で、毎年見直しを行うローリング方式）

#### 〈計画の構成〉



#### 〈計画の期間〉





## 第2編 基本構想

《第1章》 むらづくりのコンセプト

《第2章》 むらづくりの目標

## 《第1章》むらづくりのコンセプト

### むらの将来像 — 「自然と産業が調和し、みんなで創る心豊かなむら」 —

山々の美しい緑や川辺川などの清流、そしてそれらに恵まれた住民のあたたかい心・・・これらは本村で育まれてきた「恵み」であり、また村の発展に活かすべき大きな資源です。これらの「恵み」を大切にしながら、地域経済の安定を生み出す活力ある産業のさらなる振興を図り、心が通いあう、誰もが暮らしやすい村を目指すためにも「自然と産業が調和し、みんなで創る心豊かなむら」を本村の将来像とします。

### むらづくりの理念 — 自分たちの地域は自分たちで —

本村では自らの力でよりよい地域をつくろうと、住民によるコミュニティ活動があちこちで芽生えています。これからの時代、むらづくりの主役は住民です。自らの力で築くむらづくりに向け、行政はこうした活動を支える環境づくりなど、協働体制を築く役割を担っていきます。

そのためには、職員の意識改革や能力の向上が不可欠です。住民と行政が支えあい、理解と信頼を深め、適切な役割分担が実現すれば、これまで行政サービスを中心に実施されてきた分野を住民が積極的に担うことにより、事務事業の抜本的な見直しや、簡素で無駄のない行財政の改革が可能となります。

むらづくりは足腰の強い基礎があってこそ実現します。その足腰の強い基礎こそ、住民による積極的な行政への参画なのです。

以上のことから本村では、住民自治を基礎に、積極的な行財政改革を進め、「住民と行政が協働する足腰の強いむらづくり」をむらづくりの基本理念とします。

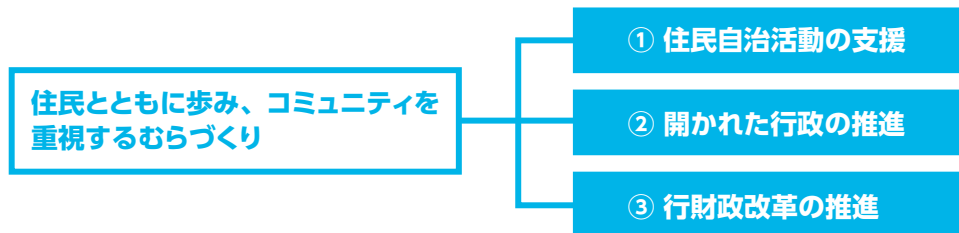
### むらづくりの目標 基本理念を実現するため、次のような7つの目標を設定します。

- ・ 住民とともに歩み、コミュニティを重視するむらづくり
- ・ 自然と共生した安全なむらづくり
- ・ 地域経済の安定を生みだす産業づくり
- ・ 安心して暮らせる地域社会づくり
- ・ 個性と創造力あふれる、心豊かな人づくり
- ・ 交通の利便性を活かした産業と交流のむらづくり
- ・ 快適な生活を支える基盤づくり

## 《第2章》むらづくりの目標

### 目標1 住民とともに歩み、コミュニティを重視するむらづくり

住民、行政区などの地域組織等、企業、行政などの連携・協働によるむらづくりを推進します。なかでも自らの力で良い地域をつくるコミュニティ活動を重視し、その充実に努めます。効率的な行政機構への再編成、事業事務の合理化をはじめとする行財政改革を推進します。



### ■主要施策

#### ①住民自治活動の支援

「自分たちの地域は自分たちで」という意識を高めるとともに、他の地域との交流を促し、積極的に自治活動にかかわる若手リーダーの育成を図ります。また、良好なコミュニティの形成のため、地域社会の基礎的な単位である行政区のあり方について、住民との対話を深めるとともに、行政区とその他の地域団体等がそれぞれ自立して、あるいは連携して行う様々な活動の推進に向けた支援を行います。

#### ②開かれた行政の推進

「むらづくりの主役は住民である。」ということをも住民と行政がともに認識し、住民のむらづくりへの参加・参画・協働をより一層進めます。

また、行政の持つ情報を、住民に分かりやすく積極的に提供します。一方で、住民の声に耳を傾け、その意見をむらづくりに反映していきます。

#### ③行財政改革の推進

行政改革集中プランおよび実施計画に基づき、より効果的かつ計画的な質の高い住民サービスを提供するため、職員の意識改革と能力開発などの向上を図ります。

また、住民の様々な分野の要望等に迅速に応えられる組織づくりに努めます。

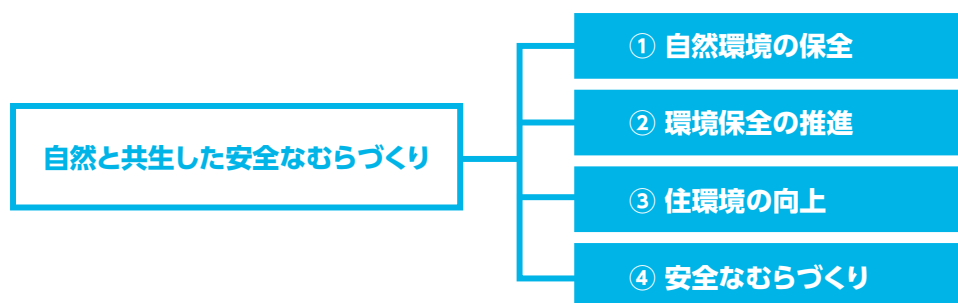
厳しい財政状況の中で、受益者負担の適正化のもと、村の税収入の確保を始め、公有財産の有効活用、売却等を計画し、財源確保に努め、更なる事務や事業の整理合理化、経費削減、費用対効果を勘案し、健全な財政運営に努めます。

## 目標2 自然と共生した安全なむらづくり

美しい自然環境を守り、未来に継承するとともに、新エネルギーの導入や地球温暖化の防止に取り組み、地球環境にやさしい資源循環型の地域社会を目指します。

住環境のさらなる向上を図り、快適に生活できる村を目指します。

災害に強いむらづくりに向けて、住民の防災意識を高めるとともに、治山治水や震災対策を進めます。また、地域ぐるみで交通安全や防犯の対策を進めます。



### 主要施策

#### ①自然環境の保全

美しい自然環境を守るため、住民の自然保護意識を高め、森林や農地、河川などを守りつつ、自然と親しむ活動の活発化を促します。また、大気・水質などの環境調査を定期的に行うとともに、立地企業などとの公害防止協定の締結など、クリーンな産業の展開に努めます。

#### ②環境保全の推進

各集落で取り組まれている環境美化や景観づくりといった、美しいむらづくり活動の育成・支援をはじめ、従来の太陽光エネルギーを含む新エネルギーの普及など、環境や地球温暖化に配慮した取り組みを進めます。

また、ごみの分別やリサイクル、生ごみの堆肥化、減量化に努め、資源循環型社会の構築を目指します。そして、ごみの不法投棄や空き缶などのポイ捨ての撲滅に向けて、住民・企業・行政が一体となって環境美化活動に取り組んでいきます。また、河川の浄化に向けて、生活排水に対する住民の意識を高めるとともに、下水道整備や戸別設置型浄化槽の推進に努めます。

#### ③住環境の向上

住宅・宅地の確保として、だれもが住みたいむら、住みつづけられるむらづくりに向けて、環境や立地の良さを活かしながら、定住を図るための住環境づくりを目指します。

また、既存する公園・緑地を憩いの場として、維持管理に努めます。

上水道については、水源および水道施設のネットワーク化を図り、安全でおいしい水の供給確保に努めます。

下水道については、農業集落排水、戸別設置型浄化槽の普及に努め、効率的な下水処理を進めます。



#### ④安全なむらづくり

災害に強い村づくりとして、住民一人ひとりの防災意識の高揚を図り、情報伝達体制の充実や自主防災組織の育成、防災施設の整備など総合的な防災対策の取り組みを進めます。また、自然災害を防ぐため、河川改良、治山治水、急傾斜地崩壊対策などを国や県と連携して進めます。

消防・救急体制の充実として、住民の生命や財産を守り、安全で安心して暮らせるむらづくりを実現するため、消防団組織の活性化を図るとともに、消防力の一層の強化を目指し、人吉下球磨消防組合と共に消防・救急体制の充実を図ります。

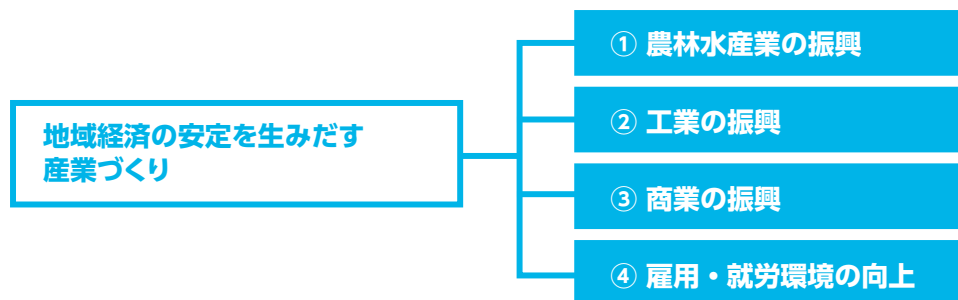
交通安全・防犯体制の確立として、交通事故の発生を未然に防止するため、交通安全教育の充実やマナーの向上を図るとともに、道路交通環境の整備充実に努めるなど総合的な交通安全対策の取り組みを進めます。また防犯についても、地域の連帯意識を深め、地域ぐるみで犯罪や非行を防ぐ体制づくりを進めます。

生活安全体制の確立として、住民が消費に関わるトラブルに巻き込まれることのない明るい地域社会の実現に向け、関係機関と連携を図りながら、消費に関する情報の提供に努めます。

### 目標3 地域経済の安定を生み出す産業づくり

立地条件や環境の良さを活かして、知識・情報産業の集積を促進するなど、商工業の振興による地域経済の安定を図ります。

地産地消の推進をはじめ消費者とのつながりを生み出す新しい農林水産業を展開するとともに、大胆な経営改革を促すなど、基盤産業としての農林業を振興します。



#### 主要施策

##### ① 農林水産業の振興

農業基盤の整備や農地の利用集積、農家の組織化を進めるとともに、農業を担う人材の育成を進め、循環型社会に根ざした環境保全型農業を推進します。また水源涵養や国土保全など、森林の持つ公益的機能が発揮できるよう、林道や作業道の整備を進め、森林組合などによる森林の適切な管理を進めます。

##### ② 工業の振興

人吉・球磨地方が一体となり、環境にやさしく付加価値の高い優良企業に対する積極的な誘致を進めます。

##### ③ 商業の振興

商業の核づくりとして、広域的な商業の核の形成を目指し、にぎわいと魅力ある商業の振興を進めます。

また、地元商店の振興のために、商工会と連携し、経営相談や経営指導を通じて地元商店の育成に努めます。

##### ④ 雇用・就労環境の向上

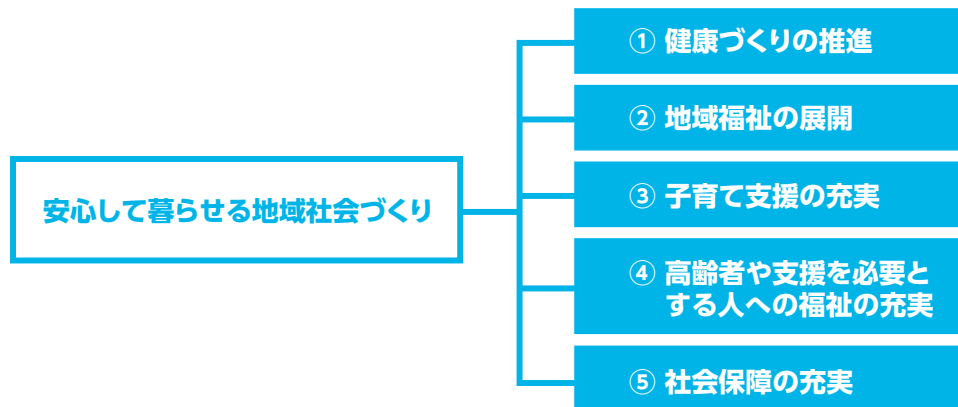
すべての勤労者や求職者が、自らの能力を十分に発揮し、生きがいを持って働くことができるよう企業誘致に努めます。また、地域の雇用サービス機関と連携し、雇用を促進するとともに、就労機会の拡大や労働環境の整備に取り組みます。

## 目標4 安心して暮らせる地域社会づくり

地域ぐるみの支えあい、助けあい活動に重点を置き、子どもから高齢者まで、だれもが健康で、安心して暮らすことのできる福祉コミュニティづくりを進めます。

安心して子どもを育てることができる環境整備を進めるとともに、子どもの心を育てる地域づくりを展開します。

高齢者や支援を必要とする人の社会参加と自立を促すとともに、介護や支援が必要となったときのサービスを充実させます。



### ■主要施策

#### ①健康づくりの促進

「自分の健康は自分で守る」という健康意識の高揚を図るとともに、健康相談・健康教育をはじめ、健康診査、がん検診など、年代ごとの一貫した保健事業を行います。また、感染症の対策や、心の健康づくりに対する保健事業を充実させます。

また、保健・医療の充実も目指し、住民が健康で安心して生活が送れるように、医療機関の誘致や診療科目の充実を図るとともに、かかりつけ医の普及や情報通信技術を活用した在宅医療・看護の充実を図ります。また、広域的な対応による高次医療機関との連携を強化します。

#### ②地域福祉の展開

誰もが快適に安心して暮らせる地域社会を築くために、住民の福祉意識の向上に努めるとともに、ボランティアの育成・確保を図り、社会福祉協議会を中心とした地域福祉のネットワークづくりに努めます。また、地域活動を通じ、世代間の相互理解を深め、誰もが住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、支えあい、助けあえる福祉コミュニティづくりを進めます。

### ③子育て支援の充実

子育て支援サービスの充実として、安心して子どもを産み育てられるむらづくりに向けて、子育て支援体制の充実を図るとともに、家庭、地域、学校、企業、行政が一体となった取り組みを進め、あたたかい目で子どもを見守る地域づくりを目指します。また小学校低学年児童を対象にした放課後児童対策として、住民主体の運営による放課後児童クラブの充実を目指します。

また、保育サービスの充実のため、低年齢児保育や延長保育などの多様化する保育ニーズに対応した、多機能な保育園を支援します。

### ④高齢者や支援を必要とする人への福祉の充実

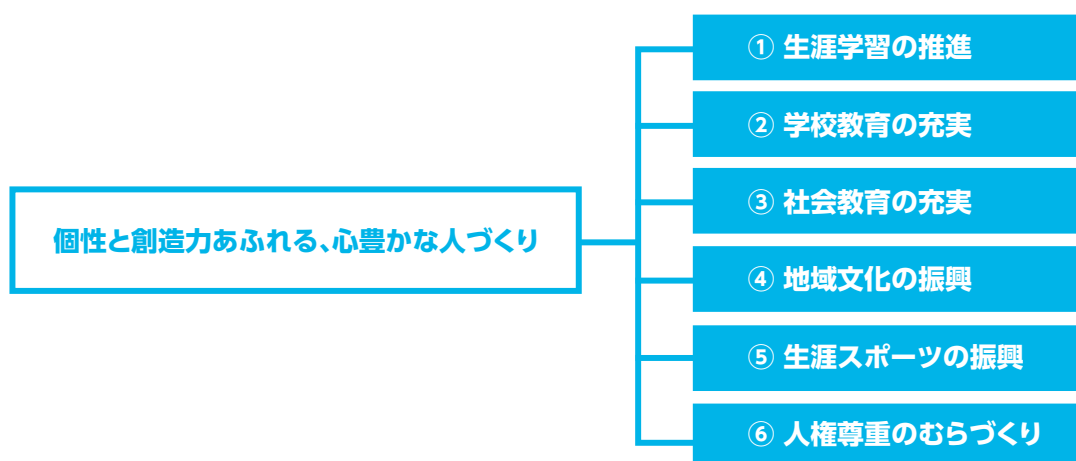
高齢者や障がい者が安心して快適に暮らしていけるよう各種の施策を展開します。公民館などを利用して、高齢者が気軽に集まることができる場を設けるなど、健康を保つための体操や教室を実施していきます。また、社会参加や自立を促すため、シルバー人材センターや授産施設などの充実を図り、働く機会や学習・趣味の場を提供していきます。そして、高齢者・障がい者や、その家族への相談体制など支援機能を充実させます。

### ⑤社会保障の充実

障がい者、乳幼児、一人親家族に対する医療費助成や各種手当、および低所得者世帯への生活保護などの制度の維持・充実を図るために、関係機関との連携に努めます。また、すべての人が安心して生活が送れるように、国民健康保険、後期高齢者医療などの事業運営の安定化に努めるとともに、国民年金についても関係機関と連携を図ります。

## 目標5 個性と創造力あふれる、心豊かな人づくり

学校・家庭・地域社会が一体となった連携によって、自然や郷土を愛し、歴史や文化、伝統を受け継ぐ心豊かな人づくりを進めるとともに、社会の発展に応じた生涯学習体制の整備と、地域に根差した学校教育や社会教育の推進に努めます。



### ■主要施策

#### ①生涯学習の推進

住民一人ひとりが、生涯にわたって主体的に学習活動を行い、自己実現を図りながら充実した人生を送るとともに、その学習成果が適切に評価され、むらづくりに生かせるよう、総合的な学習環境・条件の整備を図り、生涯学習社会の形成を進めます。このため、生涯学習推進体制の整備のもと、中央公民館をはじめとする社会教育施設の整備・充実、指導者・ボランティア等の人材登録・活用体制の整備、情報化施策とも連動した学習情報提供体制の整備等を図り、生涯学習の基盤整備を進めるとともに、住民ニーズや地域特性に即した特色ある学習プログラムの整備を進め、学習機会の充実に努めます。

#### ②学校教育の充実

子どもたちが自ら学び、考え、行動できる能力の向上を図るとともに、いきいきと学校生活を送れるよう、教育環境の整備・充実を図り、心豊かでたくましい児童・生徒を育成します。

また、情報化や国際化等、社会の変化に柔軟に対応できる教育を進めます。さらに、地域住民、保護者と連携を図りながら、地域に開かれた学校づくりに努めます。

### ③社会教育の充実

生涯学習の視点に立って、家庭教育や青少年健全育成の充実、社会教育関係団体の活性化など、共に学び、共に活動することを通して、自己実現や地域の連帯感を強め、魅力ある社会教育の推進に努めます。地域や学校における教育活動の支援体制の充実と人材の育成・確保に努めるとともに、中央公民館などの社会教育施設の整備・充実に努めます。

### ④地域文化の振興

住民の自主的な文化活動を支援するとともに、相良村総合体育館等の施設を活用し、学習成果の発表や多様な芸術文化に触れる機会の充実に努めます。

また、住民共通の財産として、地域に残る伝統文化や史跡・文化財の計画的な保存・活用を進め、後世に継承するために、担い手となる人材育成や保存活動への支援を行います。

### ⑤生涯スポーツの振興

「相良村スポーツ振興計画」に基づき、住民一人ひとりが生涯にわたってスポーツに親しみ、健康づくりの基盤として生活の中に定着させることができるよう、既存スポーツ施設の整備充実及び管理運営体制の充実に努めます。

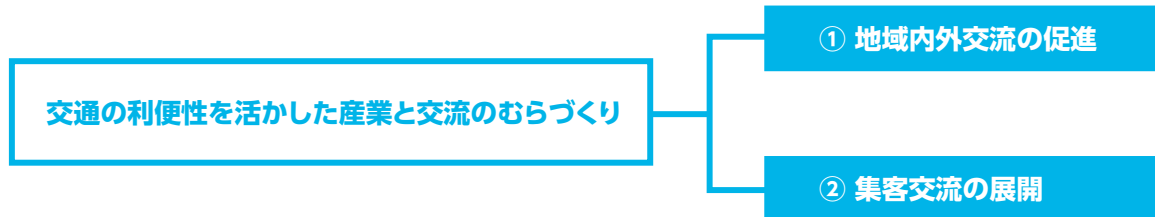
また、各種スポーツ団体・クラブの育成や指導者の育成・確保、スポーツ教室・大会の充実、スポーツ情報の収集・提供など、スポーツの日常化に向けた活動の場と機会の充実に努めます。

### ⑥人権尊重のむらづくり

女性や子ども、高齢者、障がい者、外国人等への差別・偏見など、あらゆる人権問題に対する住民一人ひとりの理解を一層深め、すべての人々がお互いの人権を尊重し支え合いながら生きる共生社会を築いていくため、「人吉球磨人権教育・啓発基本計画」に基づき、学校や職場、地域社会などあらゆる場を通じて人権教育や啓発活動を推進し、人権尊重のむらづくりを進めます。

## 目標6 交通の利便性を活かした産業と交流のむらづくり

各種交通網を活かし、村内の資源や新たな交流要素を取り入れ、人が行き交うむらづくりを進めます。



### 主要施策

#### ① 地域内外交流の促進

交流イベント、文化事業を通して、住民一人ひとりが自分たちの地域を誇りに思うことで住民による地域づくりにつなげていきます。一方で、来訪者の心を大切にし、茶湯里や観光資源及び特産品のPRにより交流の促進に努めます。

#### ② 集客交流の展開

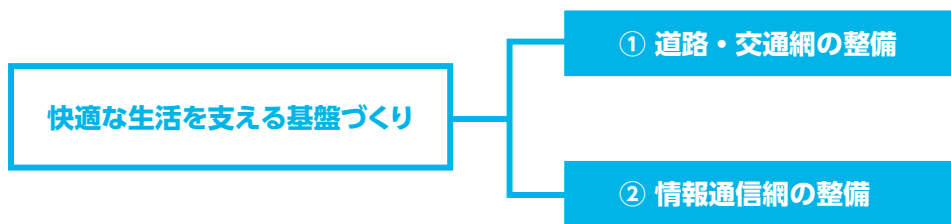
交流活動の促進では、恵まれた地域資源を活用し、これまで取り組んできた地域間交流を継続・発展していきます。

住民のもてなしの心を醸成し、交流活動に携わるボランティアを育成します。また、村内に散在する魅力ある地域資源のネットワーク化を図ることで、広域的な観光振興を進めます。

## 目標7 快適な生活を支える基盤づくり

高速交通網の整備にあわせて、村内をつなぐ体系的な道路網の整備を推進するとともに、公共交通の充実を図ります。

情報通信網の整備・活用による、高度情報化に対応したむらづくりを進めます。



### ■主要施策

#### ①道路・交通網の整備

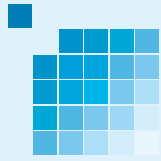
道路は住民の生活と密接にかかわり、産業の発展をもたらす重要なものです。長期的な視野のもとで、計画的な道路網の整備を進めます。村道に関しては、幹線道路の整備を中心に進め、拡幅などにより安全性や利便性の確保を図るとともに、ユニバーサルデザインに配慮した整備を行います。

また、国道445号の早期改良、川辺川への新たな架橋について整備促進に努めます。路線バスおよび鉄道の利便性の向上を働きかけ、路線の利用を促進します。

#### ②情報通信網の整備

情報通信網の整備を図り、庁内および公共施設間のネットワーク化を進めます。また、情報通信網の双方向性などを活用した、保健・医療、福祉、教育・文化、防災などの分野における地域情報化や住民とのネットワーク形成について検討し、行政サービスの向上を図ります。そして、情報化の進展に対応できるよう啓発と普及を行うとともに、人材の育成に努めます。





# 第3編 第2期基本計画

【2014年度～2018年度】

《第1章》基本フレーム

《第2章》大綱別計画

# 《第1章》基本フレーム

## 第1節 人口と世帯

### 1) 総人口

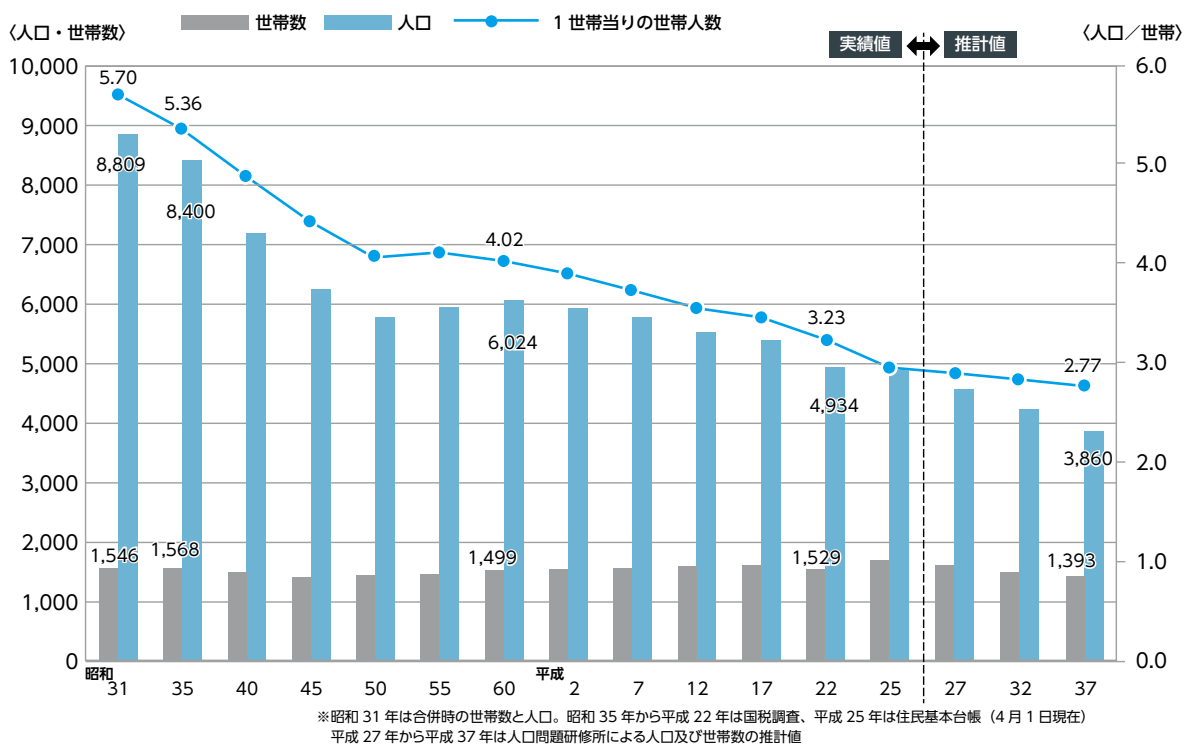
昭和31年に川村と四浦村が合併し、相良村となった当初の人口は8,809人でしたが、昭和40年代にかけ高度経済成長に伴う大都市圏への人口集中を背景に、転出等により急激に人口が減少しました。昭和50年代以降は、自然増減（出生と死亡の差）と社会増減（転入と転出の差）がともに小さくなり人口に大きな変化はありませんでしたが、平成7年以降、少子高齢化や進学・就職等の転出により人口が減少し、平成22年の国勢調査で人口が4,934人となっています。

今後は、出生率の低下と出産可能な年齢層に該当する女性人口の減少による出生数の減少等により、人口はさらに減少すると考えられ、平成37年にはおおむね3,860人になると予測されています。

### 2) 世帯数

本村の世帯数は、昭和40年代の人口減少に比例して減少していましたが、平成2年以降、世帯分離等による核家族化が進み、1世帯当たりの世帯人員が減少し、結果、平成22年の世帯数は1,529世帯となり、1世帯当たりの世帯人員は3.23人となっています。今後しばらくは、人口減と対照に世帯数は減少しないと見込まれますが、未婚率の増加、出生数の減少、高齢者単身世帯、高齢者夫婦世帯等の状況等を踏まえると、世帯数も減少すると考えられ、平成37年には世帯数1,393世帯、1世帯当たりの世帯人員2.77人になると予測されています。

〈人口・世帯数の見通し〉

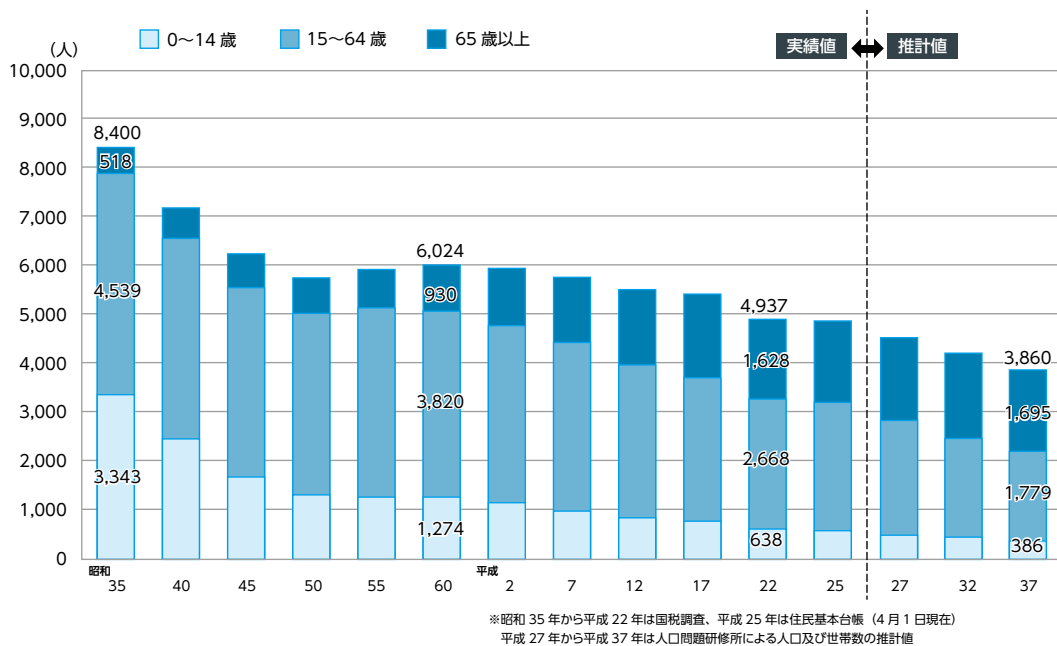


### 3) 年齢別人口

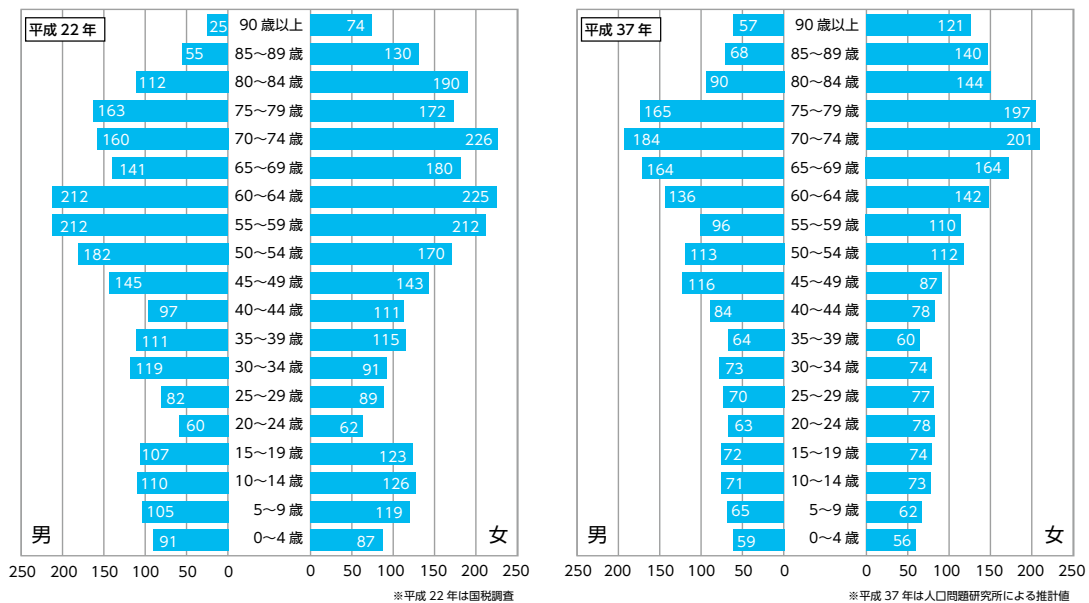
本村の人口を年齢別人口で比較すると、一目で少子高齢化が進んでいることを確認することができます。平成22年度の年齢3区分別人口は、年少人口（0～14歳）が638人、（総人口に対する構成比12.9%）、生産年齢人口（15～64歳）2,668人（54.1%）、老年人口（65歳以上）1,628人（33.0%）となっており、3人に1人が高齢者という割合です。

平成37年には年少人口386人（10.0%）、生産年齢人口1,779人（46.1%）、老年人口1,695人（43.9%）と、今後も少子高齢化が加速すると予測されています。

〈年齢別人口の見通し〉



〈人口ピラミッド〉



## 第2節 産業と経済

### 1) 就業人口

本村の就業人口は、昭和35年から減少していますが、昭和40年から昭和60年までは、ほぼ3,000人台と安定した数値を示していました。しかし、平成2年以降は、少子高齢化の影響が徐々に表れ、平成22年の国勢調査において、2,406人にまで減少しています。また就業率も昭和50年の51.6%から徐々に減少し、48.8%となっています。

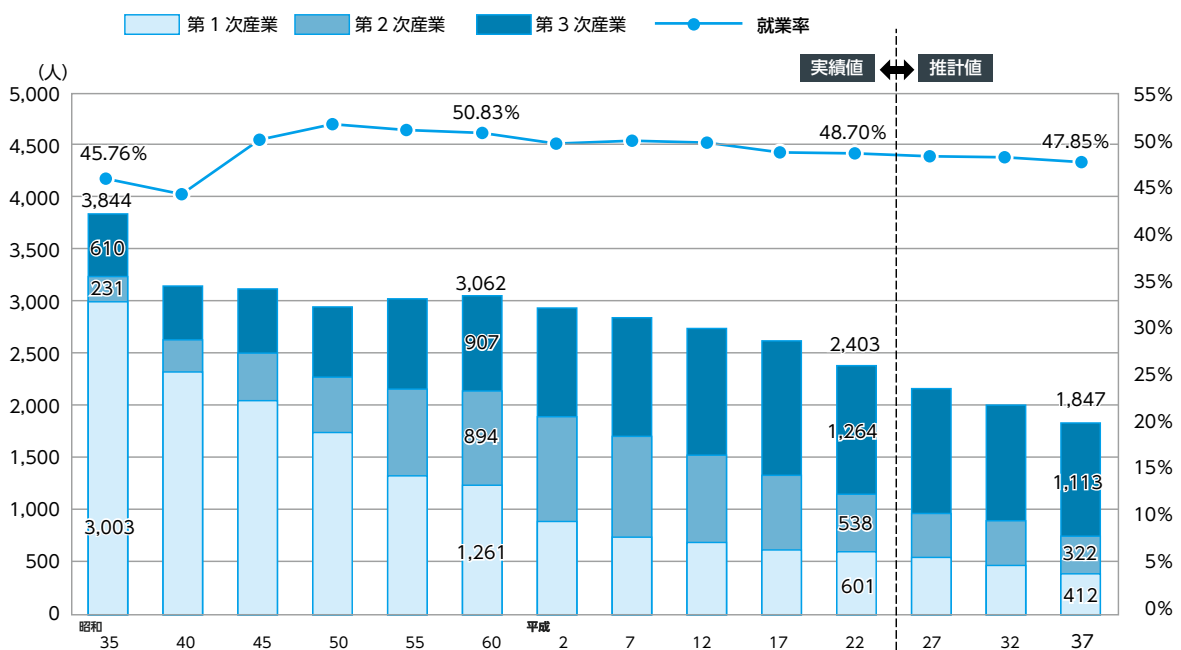
産業別にみると、農林業などの第1次産業の就業者数は、昭和35年の3,003人（78.1%）から年々減少を続け、平成22年には601人（25.0%）と約5分の1に減少しました。

また、製造業などの第2次産業の就業者数は、平成2年966人（32.7%）まで増加したものの、様々な経済事情による景気の低迷と製造拠点等が次々と国内の都市部や労働賃金の安い海外に移行したため、平成22年には538人（22.4%）とピーク時から約半分にまで減少しています。

一方で、商業・サービス業などの第3次産業の就業者数は、昭和35年の610人（15.9%）から就業構造の変化とともに平成22年で1,264人（52.6%）と約2倍にまで増加しました。しかし、少子高齢化、生産年齢人口の減少に合わせて、平成17年の1,298人（49.3%）から減少に転じています。

今後も就業総人口は、さらに減少していくものと予想され、平成37年には1,847人まで落ち込み、就業率も47.8%まで減少する予想されています。

〈就業人口の見通し〉

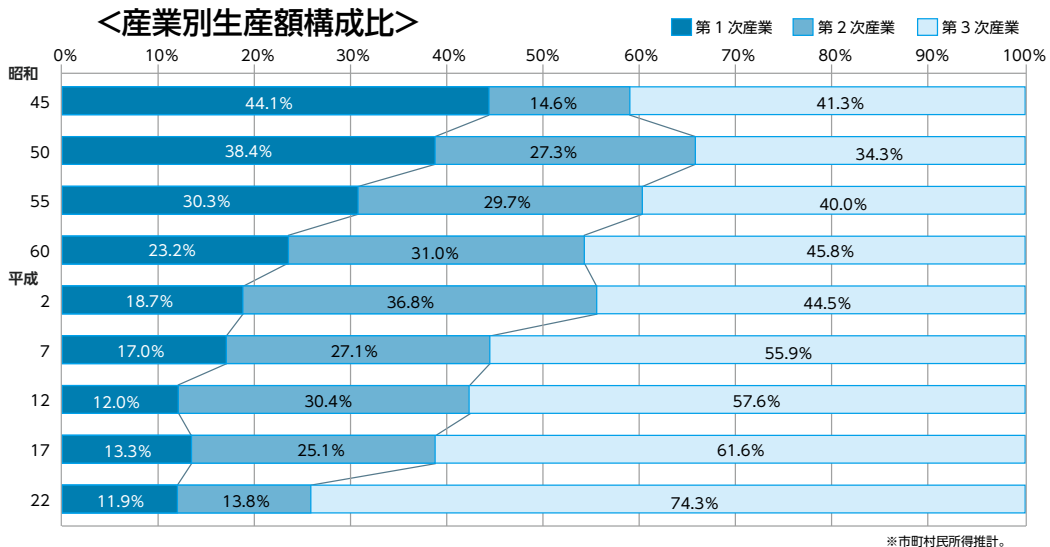
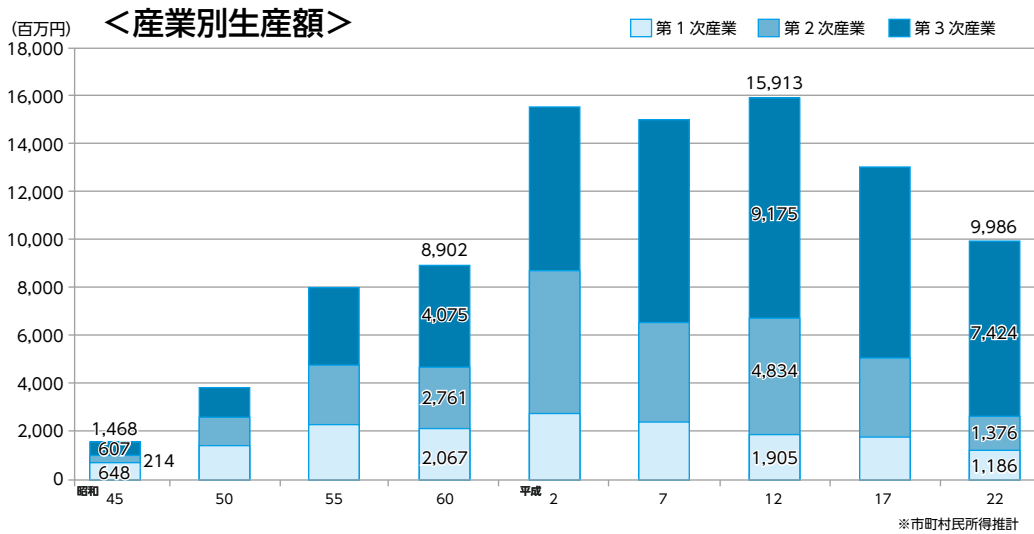


※昭和35年から平成22年は国勢調査  
平成27年から平成37年は人口問題研修所による人口及び世帯数の推計値

## 2) 産業構造と経済

本村の産業生産額は、高度経済成長期から安定成長期にかけて順調に増加して、1991年バブル崩壊後、一時的に減少しましたが、平成12年には産業総生産額159億以上と昭和45年のおよそ10倍となりました。その後は、様々な経済事情による景気の低迷、就業人口の減少により生産額も減少し、平成22年度で99億8,616万7千円となっています。

産業別でみると、農業が主な第1次産業では、構成比で就業者と同様に減少していますが、機械化や生産技術の向上等で生産額は平成2年まで一時的に増加し、その後、後継者等の担い手の減少に伴い、急激に減少しています。第2次産業の建設業・製造業は、高度経済成長期から安定成長期にかけて生産額、構成比共に増加しましたが、様々な経済事情による景気の低迷と製造拠点等の移行、特に近年は、海外の経済事情も波及し、生産額、構成比共に減少しています。第3次産業の生産額については、平成12年をピークに減少に転じていますが、構造比は、経済のソフト化、グローバル化等の経済構造の変化とともに増加し、構成比重も高くなっています。経済成長に伴い、構成比が第1次産業から第2次産業、第2次産業から第3次産業へと移行していることがわかります。



### 第3節 土地利用について

#### 1) 土地利用の現状と課題

本村は、人吉盆地のほぼ中央に位置しており、総面積は94.54km<sup>2</sup>、その74%を山林が占め、次いで農用地が8.85%、宅地が1.92%を占めています。

北部の山林地帯、南部の農耕地帯、中央を貫流する川辺川沿いの住宅地帯に大別することができます。豊かな自然に恵まれています。

昨今では、中山間地域の機能は、単に、食糧生産、木材生産の役割を担うだけでなく、防災や水源涵養、空気の浄化作用など国土環境を維持・保全するための重要な機能を有しており、この豊かな自然を再認識する必要があります。

しかし、一方で、過疎化・少子高齢化による農林業の後継者不足のため、優良な農地等の耕作放棄地が増加しています。今後は、農地集積等を推進し、農業経営の大規模化や企業の農業参入等による優良農地の確保・保全を目指し、豊かな自然と調和のとれた土地利用を図ることが重要な課題となっています。

○土地利用面積

ha・%

年次	総面積	農用地		森林	水面 河川 水路	道路	宅地		その他
		田	畑				住宅地	工業用地	
平成12年	9,454	467	377	7,092	311	221	108	66	812
平成17年	9,454	460	374	7,108	88	218	96	60	1,050
平成22年	9,454	455	382	6,994	87	233	114	67	1,122
H22構成比	100.0	4.81	4.04	73.98	0.92	2.46	1.21	0.71	11.87

資料：熊本県統計年鑑



## 2) 計画的な土地利用

土地は、人々の生活の舞台となる貴重な資源であり、地理的特性を始め、歴史、文化、人材、産業などそれぞれが個性を持ち、地域を輝かせる重要な要素となっています。これらを活かし、調和のとれた土地利用を進める必要があり、その有効な活用を図っていくことは、むらづくりを進めるうえで最も基礎的な作業です。

近年、宅地については、過疎化・少子高齢化により人口は急速に減少している反面、核家族化が進み、人吉市に近い地域では、宅地造成等により、住宅地が増加している傾向にあります。今後、本村でも未開発の村有地等の宅地への有効活用を推進する必要があります。

また、本村は九州縦貫自動車道の人吉インターチェンジから近距離に位置し、優良な環境条件であるため、企業誘致等のための有効な土地利用を図る必要もあります。

森林は、木材等の林産物の供給のほか、水源の涵養、村土の保全、保健・文化・教育的利用の場の提供、良好な生活環境の保全等の機能の発揮に加え、地球温暖化防止や生物多様性の保全等、地球規模での環境問題の側面からの期待もされています。これら森林の有する多面的機能の持続的な発揮を確保できるよう保全、整備を図ります。

農用地は、農業の生産基盤であると同時に国土保全的側面の公益的機能を持つ重要な資源です。さらに最近では、食の安全・安心、食育、景観形成、洪水防止など、農産物の供給以外の多面的な機能も持っています。そのようなことから、無秩序な開発を抑制し、耕作放棄地等を含む農地の基盤整備や農地集積等、農用地の高度利用を促進し、農業経営の大規模化や企業の農業参入等を推進し、優良農地の維持・保全に努めます。

また、一方で、農業者の高齢化、後継者・担い手不足など厳しい問題も抱えており、今後、農業経営の動向を注視しながら、農用地の有効活用を図る必要があります。

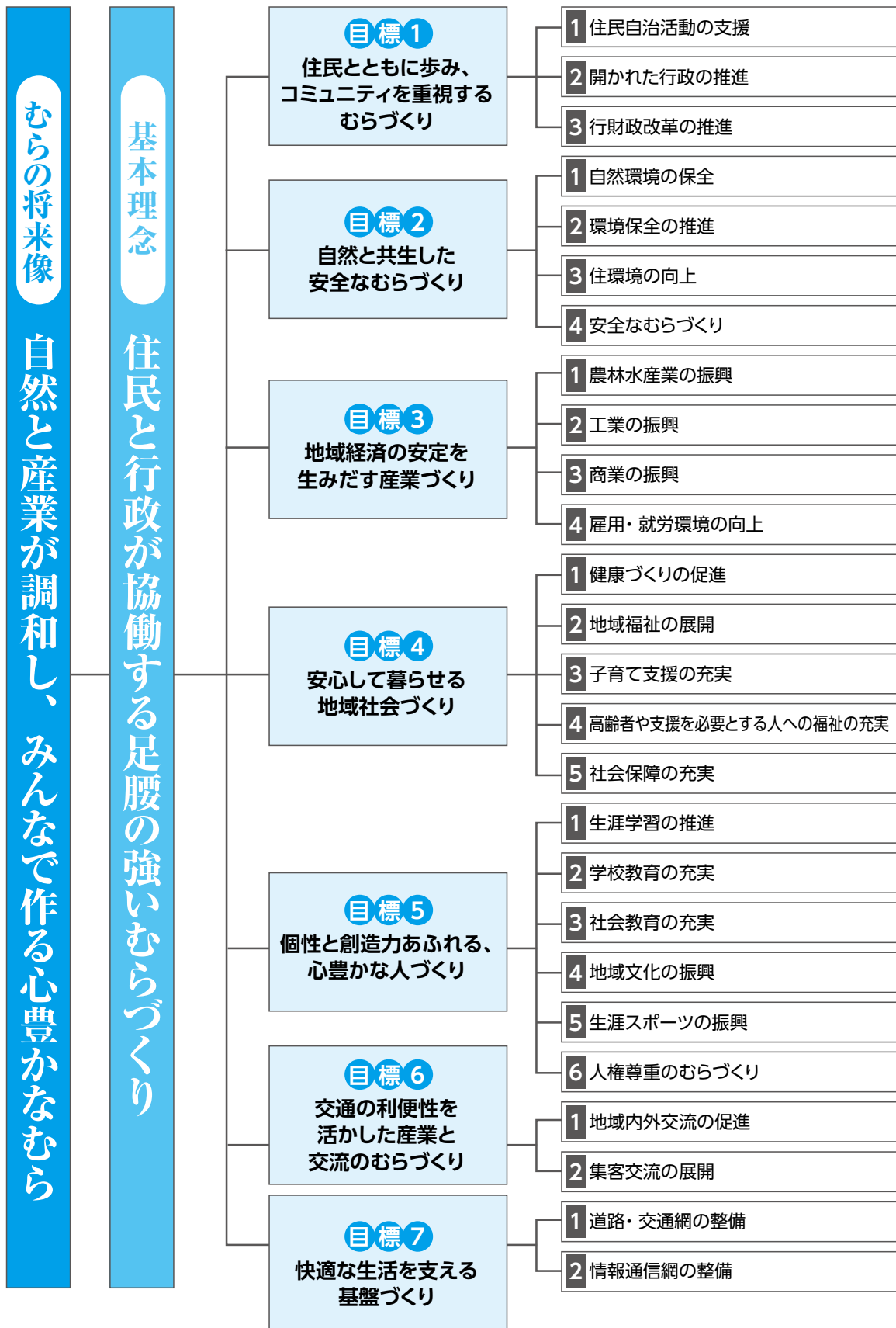
## 3) 自然環境の保全

自然環境に恵まれた地域の土地利用については、人間の健康的で文化的な生活に欠くことができないものであることから、広く住民がその恩恵を享受するとともに、将来の住民に自然環境を継承することができるよう、積極的に保全に努めます。

また、開発の必要な箇所においては、周辺的环境に十分配慮し、自然環境の保全と開発の調和を図ります。



## 《第2章》大綱別計画





## 目標① 住民とともに歩み、コミュニティを重視するむらづくり

### 主要施策 1-1 住民自治活動の支援

#### 1) 住民自治活動の支援

##### ■現状と課題

社会経済環境の変化に伴い、住民の行政に対するニーズは多様化しています。このため、住民と行政がお互いの役割を認識し、協働して地域づくりを進めていくことがますます重要になってきています。

本村では、地域福祉、自主防災、景観づくりなど住民自治の重要な部分については、行政区が担っています。しかし住民が主役となり、地域が主体となった分権型のむらづくりを実現していくためには「自分たちの地域は自分たちの力で」という意識を高める活動に対しての積極的な支援が必要です。

ボランティアグループやNPOといったグループのさらなる育成も、これからのむらづくりにおける課題です。行政との協働を図り、行政が担ってきたサービスをお互いが補う仕組みづくりが求められます。

##### ■施策の方針

住民自治活動の核となる行政区やボランティアグループなどと積極的に情報交換や連携を図り、住民の自主的で主体的な活動に対する支援に努めます。また、こうした活動の主導的な役割を担う団体や人材の育成にも努めます。

##### ■事業の内容

- 中央公民館・地域集会施設等を活用した住民活動の拠点整備
- 行政区間の連携の推進
- 相良村地域づくり事業の推進（住民自治活動の支援）
- 専門的知識を持つ人材の確保
- ボランティア活動に携わる人材育成支援
- 地域リーダーの育成



## 主要施策 1-2 開かれた行政の推進

### 1) むらづくりへの住民参加

#### ■現状と課題

ますます高度化・多様化する住民ニーズに対し、自立したむらづくりを推進するためには、住民の「自分たちのむらは自分たちでつくる」という意識が不可欠です。そのためには、住民と行政とがともに抱えている課題解決に向けて、企画・立案段階からの住民の参画を可能にし、より幅広い分野において、これまで以上に住民と行政の協働によって村政の方向を決定する仕組みづくりが必要です。

#### ■施策の方針

住民と行政とが理解し合い、対等の関係で支え合う環境の形成を目指し、あらゆる分野における住民参加を推進するとともに、各種協議会や審議会を通じて、住民・団体・企業などと行政が互いに自主性を尊重し、役割と責任を分担して協働していくための仕組みと行政の支援体制の充実を図ります。

#### ■事業の内容

- 住民が参加する協議会や審議会の設置
- 住民との協働による計画づくり

### 2) 行政情報の共有

#### ■現状と課題

近年、地上デジタル放送や光ブロードバンド、スマートフォンの普及等によって、情報通信環境が、一層進展しており、住民が容易に情報の受信や発信ができるようになってきました。

本村では、これまで「広報さがら」のほか、インターネットをはじめとする情報通信技術の発達に併せて、村のホームページやフェイスブック等の多様な媒体を活用した情報提供に努めてきました。

このような中、住民の村政への参画や住民と行政との協働を推進していくうえで、情報の共有化は一層重要なものとなってきています。

また、村政懇談会などを実施し、住民と双方向のコミュニケーションを図ることで、開かれた村政を目指しています。

#### ■施策の方針

住民参画を促進するため、あらゆる媒体による積極的な情報提供と情報公開を推進する一方で、住民の声を幅広く集約できる体制づくりに努めることにより、住民と行政が協働するむらづくりの実現を目指します。

#### ■事業の内容

- 村政懇談会の実施
- 広報誌やホームページ、フェイスブック等による情報発信
- アンケート等を活用した住民の意見の集約



## 主要施策 1-3 行財政改革の推進

### 1) 公正・迅速な行政運営の推進

#### ■現状と課題

平成12年の「地方分権一括法」の施行、平成23年には地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第1次及び第2次一括法）が施行され、地域の実情にあった施策をその地域の住民や自治体が自らの責任で判断し実施する「分権型社会」が到来し、地方の自主性や自立性の高まりとともに、自己決定と自己責任が求められています。

住民ニーズが高度化・多様化するなか、的確に対応する行政サービスや住民満足度の向上のために、住民や各種団体などとの協働を推進することで、真の住民自治を確立することが求められています。

課題に対して総合的かつ機能的に対応できる行政組織を確立することが必要です。事務事業の見直しや行政サービスの再構築も検討し、住民により質の高い行政サービスを提供できる組織・機構づくりが求められています。

職員定数や給与の適正化、民間能力の活用など行政のスリム化が求められる中、限られた人材で効果的な行政運営を進めていくためにも、職員一人ひとりに意識改革を促し、資質の向上を図る必要があります。

#### ■施策の方針

住民参画による行政の実現に向けて、公正で透明な行政の推進に努めます。また、住民の要望等に迅速に対応できる行政組織・機構の再構築や、適正な人材活用に努めることで、心の込もったより質の高いサービスが提供できる行政運営を目指します。

#### ■事業の内容

- パブリックコメント（住民の意見・提案）制度の推進
- 柔軟な組織機構の見直しを推進
- 定員管理適正化計画の定期的な見直し及び公表
- 人材育成（職員の意識改革）の推進
- 職員勤務成績評定制度の導入
- 電子申請システムの利用促進
- 公共施設への指定管理者制度等の導入の推進
- 庁舎の適正な維持管理



## 2) 財政運営の効率化

### ■現状と課題

国庫補助負担金の削減や国から地方への税源移譲、地方交付税の見直しという「三位一体の改革」により、地方財政は一段と厳しい状況にあり、そのために、財政健全化に向けた行財政改革を進める必要があります。

自主財源の確保とともに、予算の重点化や徹底した経費の削減、受益者負担の適正化など計画的な財政運営が必要です。

税金の確保は自主財源の確保へとつながります。一部の税料金を採用されているコンビニ納付のような納付しやすい仕組みづくりや、未納者対策など全庁をあげての収納強化に向けた取り組みが必要です。

歳入増加が見込めない一方で、少子高齢化社会の急速な進展や、85%を超える高い経常収支比率など厳しい財政状況について、職員一人ひとりがその意識を持って事務事業に取り組み、より一層計画的な財政運営を行うことが求められています。

### ■施策の方針

地方財政が一段と厳しくなる状況に対応するためにも、歳入における自主財源の確保に努めるとともに、歳出においても徹底したスリム化を図ることで、効率的な財政運営に努めます。

### ■事業の内容

- 効率的な財政計画の策定
- 予算編成方式の見直し
- 入札制度の見直し
- 使用料や手数料など受益者負担の適正化
- 事業における地元負担率の見直し
- 各種団体への補助金制度の見直し
- 税金・保険料等の収納率の向上
  - ・滞納整理体制の強化／コンビニ納付の検討／クレジットカードによる納付システムの検討

## 財政状況の推移

## ○ 一般会計 収入

単位: 千円

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
自主財源	877,914	649,155	544,475	677,095	693,592	667,737
依存財源	2,325,241	2,466,429	3,060,815	3,596,869	2,812,787	2,710,312
合計	3,203,155	3,115,584	3,605,290	4,273,964	3,506,379	3,378,049

## ○ 一般会計 支出

単位: 千円

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
義務的経費	1,501,984	1,539,714	1,411,877	1,506,589	1,504,648	1,413,430
投資的経費	281,970	269,710	252,918	978,050	276,984	161,091
その他の経費	1,218,632	1,168,177	1,688,691	1,555,905	1,472,952	1,501,091
合計	3,002,586	2,977,601	3,353,486	4,040,544	3,254,584	3,114,060

## ○ 特別会計 収入

単位: 千円

会計名	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
国民健康保険	677,200	671,128	654,500	665,230	681,086	700,291
老人保健	670,772	102,369	12,077	1,925	—	—
簡易水道	124,249	128,242	132,177	131,027	149,223	120,175
農業集落排水	284,394	170,080	196,781	233,203	247,378	249,079
緑資源機構分収造林	15,862	10,111	1,014	13,383	5,340	2,411
介護保険	569,476	592,389	629,071	634,227	653,178	664,667
後期高齢者医療	—	40,422	40,291	44,791	45,750	48,459
合計	2,229,953	1,714,741	1,665,911	1,723,786	1,781,955	1,785,082

## ○ 特別会計 支出

単位: 千円

会計名	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
国民健康保険	634,892	590,831	615,333	606,821	631,540	621,789
老人保健	623,063	95,893	10,204	1,925	—	—
簡易水道	119,912	126,410	125,106	128,026	147,424	118,217
農業集落排水	274,359	147,771	191,417	229,853	242,572	246,247
緑資源機構分収造林	15,579	9,779	779	13,102	5,177	2,233
介護保険	558,841	580,250	608,655	602,401	625,763	620,622
後期高齢者医療	—	40,060	39,849	44,263	45,367	48,077
合計	2,226,646	1,590,994	1,591,343	1,626,391	1,697,843	1,657,185

※緑資源機構分収造林は、平成20年度から、「森林総合研究所分収造林」に変更。

## 目標② 自然と共生した安全なむらづくり

### 主要施策 2-1 自然環境の保全

#### 1) 自然環境・景観保全の推進

##### ■現状と課題

近年、物質的な豊かさからゆとりや安らぎといった精神的な豊かさが求められるようになり、水や緑の自然を保全し、自然とのふれあいを重視する傾向が高まっています。

本村の素晴らしい自然環境を守るため、水、土そして大気の保全活動や河川堤防などの清掃、道路周辺の環境美化などの活動が行われています。今後も環境保全につながる活動の支援・育成が必要です。

山間部・河川等への粗大ごみの不法投棄や、道路沿いへの空き缶の投棄など、心ない人たちのモラルが問われています。「美しいむらづくり」の実現に向けたさらなる努力が必要です。

##### ■施策の方針

住民・企業・行政が一体となって村の素晴らしい自然環境を守り、環境を学ぶ機会と場の充実を図ります。また、新たな開発に対する適切な指導や、不法投棄の防止を図ることで、自然と調和のとれた快適な環境づくりに努めます。

##### ■事業の内容

- 関係機関との連携による水質・土壌・大気調査の実施
- 花の植栽や緑化推進を担う環境ボランティア団体の支援・育成
- 住民、企業、行政との協働による定期的な環境美化行動の推進
- 主要河川での清掃保全活動
- 自然を活かした体験ができるふれあいの場の創出
- 看板等による不法投棄の防止の徹底



## 主要施策 2-2 環境保全の推進

### 1) 環境にやさしいむらづくりの推進

#### ■現状と課題

大量生産や大量消費、大量廃棄型の社会経済システムは、日常生活に物質的な豊かさや快適性、効率性をもたらしましたが、その一方で、地球温暖化の進行や森林減少等を引き起こし、地球の環境に深刻な負荷を与えています。

平成23年に発生した東日本大震災に端を発したエネルギー危機は、省エネ意識の高まりやライフスタイルの見直しを始め住民の環境行動にも大きな影響を与えました。

こうしたなか、国においては、再生可能エネルギーと省エネルギーを新たな基幹的な柱とするエネルギー政策の見直しが進められており、エネルギー利用の構造転換が図られるものと予測されます。

今後は、住民、企業、行政が連携して省資源や省エネルギー意識の向上を図るとともに、資源のリサイクル、生ごみの堆肥化等の地球環境の保全を意識した行動や取組を一層充実していく必要があります。

本村のすばらしい自然環境を次世代に引き継いでいくことができるよう、地域や学校で取り組んでいる花壇づくりや清掃活動、環境学習への支援など、より一層の推進が必要です。

#### ■施策の方針

資源の有効利用による環境に配慮したライフスタイルの定着を目指し、再生可能エネルギー及び省エネルギー、環境保全に対する意識の高揚に努めることで、環境にやさしいむらづくりを目指します。

#### ■事業の内容

- 再生可能エネルギーの普及推進
- 省エネルギー対策の推進
- 生ごみ堆肥化の推進
- 小中学校における環境学習への支援



## 2) 廃棄物処理の推進

### ■現状と課題

社会経済の発展と生活様式の多様化により、豊かで便利な暮らしを手に入れた一方で、大量の資源やエネルギーを消費し、大量の廃棄物を発生させ、環境に大きな負荷を与えてきました。限りある資源を大切に、環境負荷を低減する持続可能な循環型社会を形成するには、リデュース（発生抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再資源化）の3Rを積極的に推進し、住民、企業、行政が一体となった取り組みが必要です。

本村のごみの排出量は、平成17年度の1,005tをピークに減少し、平成24年度には936tとなっています。しかし、家庭系ごみの排出量は年々増加の傾向にあり、平成24年度の総排出量に占める家庭系ごみの割合は、約85%となっています。

今後は、一層家庭系のごみ排出量の減量化とごみを出さないための再資源化や再利用に取り組み、環境への負荷をできるだけ少なくする循環型社会を築いていかなければなりません。

し尿処理については、平成19年度4,194kℓの処理量でしたが、平成20年度に川地区農業集落排水処理場が供用開始された関係で3,321kℓといったん減少したものの、その後徐々に増加し、平成24年度で3,828kℓが処理されています。

### ■施策の方針

ごみの分別や再資源化にこれまで以上に取り組み、廃棄物の削減に努めることで循環型社会の実現を目指します。

農業集落排水や合併処理浄化槽の普及に伴い、将来におけるし尿等の適正な処理の確保に努めます。

### ■事業の内容

- ごみゼロ運動の啓発
- 資源ごみ分別の指導と3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進
- 各種団体による資源ごみ集団回収活動への支援
- ごみの野外焼却禁止の徹底
- し尿等の適正な処理





## 主要施策 2-3 住環境の向上

### 1) 住宅・宅地の確保

#### ■現状と課題

本村では、各所に住宅団地が整備されており、安定した住宅の供給が可能となりました。住民が健康で文化的な生活を営むための基盤である住環境づくりは、定住を促進するうえでも重要な役割を果たしています。

本村は、人吉球磨地域の中心に位置し、住民は人吉球磨地域内での労働者が多く、人吉市への利便性が高いこともあり、村営住宅への入居希望も多くあります。今後は、村営住宅の長寿命化を図りながら、村有地等の宅地への有効活用を推進する必要があります。

また、近年、空き家が増加しており、各行政区の区長等と連携して、現況等の情報を共有しながら、空き家バンクを活用し、I・J・Uターン者や若者の定住を図る必要がありますが、家主が貸すことに難色を示すことが多いという点が課題です。

#### ■施策の方針

快適に暮らせる住環境づくりに努め、村内企業への就業者をはじめ、I・J・Uターン者や若者への住宅情報の提供を行うことで、定住の促進を目指します。

#### ■事業の内容

- 定住を促進するための集落環境整備や宅地化の誘導
- 村営住宅の長寿命化計画の推進
- 村有地等の宅地への有効活用の推進
- 空き家バンクの充実
- 空き家住宅の活用



### 2) 公園・緑地の整備

#### ■現状と課題

近年、環境に対する関心の高まりとともに、やすらぎと魅力ある農村景観の形成への期待も大きくなっています。

本村には公園や緑地、農地など多様な緑の空間が存在しており、より自然と身近に接することができるよう、住環境に順応した公園整備など緑地空間のさらなる充実を図ることが必要です。身近な生活空間における憩いや癒し、そして健康づくりの場として誰もが気軽に利用できる特色ある公園整備が求められています。

#### ■施策の方針

良好な自然環境の保全を図るとともに、憩いと癒しの場としての、自然環境を生かした多機能な公園整備に努め、既存の公園の適切な維持管理を促進します。

#### ■事業の内容

- 交流拠点、憩いの場としての既存公園の整備・維持管理
- 村有遊休地の緑化推進

### 3) 上水道事業の推進

#### ■現状と課題

上水道は、日常生活におけるライフラインとして不可欠なものであり、安全で安心な水道水を安定的に供給するという大きな役割を担っています。本村では、豊富で良質な河川や地下水から受給する水により賄われています。

本村の水道事業は、簡易水道事業で四浦、川辺、深水、柳瀬の4地区を供用しており、平成24年度末現在の簡易水道の計画区域内の普及率は100%で、事業所も含め1,224世帯に給水しています。

安全で安心な水道水を安定して供給するためには、老朽化した施設及び連絡管路の更新や、大規模災害に備えた対策を講じなければなりません。また、地域によっては谷川の水や湧水等をろ過して水道水に利用しているところもあり、安定的な供給を行っていくための施設の整備が必要です。

水道事業の健全な経営をしていくためにも、水道水の効率的な供給を図り、維持管理費の抑制に努めていくことが必要です。

#### ■施策の方針

常に安全でおいしい水を供給できるよう水質の管理に努めるとともに、安定して供給できるよう水道施設の維持・管理に努めます。

水道事業の健全な経営に努めます。

#### ■事業の内容

- 安全な水の供給と水質の管理
- 安定供給を目的とした配水池、配水管の増設・ループ化などの施設整備
- 水道施設の耐震化と適切な維持管理
- 災害時を想定したマニュアルの作成及び修理用資材や給水用具の確保
- 適正な料金体系の確立



## 4) 下水道事業の推進

### ■現状と課題

近年、生活様式の多様化とともに、各家庭の生活排水が川に流れ込み、水質を悪化させるなど環境に影響を及ぼしています。

本村では農業集落排水事業による下水道の整備を進め、中四浦地区、下四浦地区に続いて平成20年度に川地区農業集落排水処理場の供用開始に伴い、汚水処理人口普及率は、平成23年度末で93.9%と県内でも高い普及率となり、住民のほとんどが下水道を利用できる環境が整備されました。

水洗化率も平成19年度末で41.4%でしたが、平成23年度末で63.9%と増加しています。

今後は、農業集落排水区域内の接続促進に努め、それ以外の区域については、合併処理浄化槽の設置を促進し、水洗化に対する啓発を行うとともに、水質保全に努めることが必要です。また、平成19年度以来連続して水質日本一となった清流「川辺川」を未来に残すためにも、水洗化をより一層推進することが必要です。

### ■施策の方針

農業集落排水、合併処理浄化槽による効率的かつ適正な汚水処理整備を図ります。また、汚水処理整備の重要性を啓発するとともに、環境に対する住民意識の向上及び、さらなる水質浄化に努めます。

下水道事業の健全な経営に努めます。

### ■事業の内容

- 農業集落排水区域における施設の維持管理
- 農業集落排水以外の区域における合併処理浄化槽設置の促進
- 水洗化の促進



## 主要施策 2-4 安全なむらづくり

### 1) 災害に強いむらづくりの推進

#### ■現状と課題

平成23年に発生した東日本大震災は、マグニチュード9.0という国内観測史上最大規模の地震を起因とし、東日本各地に未曾有の被害をもたらしました。東海地域においても南海トラフ巨大地震による大規模被害の発生が予測されています。

本村においては、一級河川球磨川最大の支流「川辺川」が北から南にかけて貫流していますが、台風や集中豪雨による河川の氾濫や土砂災害が発生し、度々大きな被害を受けてきました。

今後も異常気象がもたらす「経験したことのないような大雨」等による災害の発生が危惧されています。しかし、河川は私たちの生活にかけがいのない環境資源であり、災害に備えた河川改修は必要不可欠です。洪水時には水害の危険性が高い箇所が多数あり、未整備箇所の河川改修の推進が必要です。

こうした災害から住民の生命・財産を守り、住民が安心して暮らすことのできるむらづくりを推進することは、行政にとって最も重要な責務です。

本村では「防災計画」に基づき、国の機関や他自治体との災害時の応援協定、備蓄資材の充実等により、防災体制の強化を図ってきました。災害による被害を軽減するためにも「自分の地域は自分で守る」という防災意識を高め、支えあい・助けあいを基礎とした自主防災組織の育成強化は重要な課題です。その他、緊急時の体制づくりや建築物等の耐震化、災害情報が伝達可能な通信設備の充実を図ることも必要です。

東日本大震災を契機に、防災に関する意識がさらに高まってきており、こうした機運を捉えて、自助・公助の活動を促進し、さらに住民の災害に対する意識の高揚と知識の普及を図るとともに、自主防災組織の地域での取組を活発化させ、地域防災力を一層高めていく必要があります。

今後も、地震対策や治水対策等を積極的に進めるとともに、危機管理体制を確立していく必要があります。

#### ■施策の方針

「防災計画」に基づき、あらゆる災害から住民の生命・財産を守るための防災体制の整備、災害等に対する日頃の備え等について周知に努めます。

非常用に備蓄する物資の充実等により、防災拠点施設や避難所の環境を整えます。

自主防災組織の活動の充実、実践的な防災訓練の実施等により、地域防災力を強化します。

山林や河川における危険箇所の把握や、緊急時に対応した道路の整備などを行うことで、災害における被害を未然に防ぐ取り組みに努めます。



## ■事業の内容

- 地域防災計画の定期的な見直し
- 自主防災組織の育成・支援
- デジタル防災行政無線の導入検討
- 防災備蓄品の整備
- 防災マップの定期的な見直し
- 公共施設の耐震化
- 災害時要援護者台帳の作成
- 水害の危険性がある未整備河川の整備
- 森林における自然林の整備支援と人工林の再生支援
- 危険箇所の治山・治水事業整備
- 緊急車両の進入が困難な道路の拡幅整備
- 避難経路の確保
- 住宅耐震診断や耐震補強の啓発

## ■避難勧告・指示発令時避難場所（平成 25 年 6 月 1 日 現在）

- 相良村上四浦集落センター
- 相良北小学校体育館
- 相良村林業総合センター
- 相良村川辺構造改善センター
- 相良村松馬場集落センター
- 相良村総合体育館
- 相良村柳瀬構造改善センター



普段の穏やかな川辺川



豪雨によって氾濫した川辺川

## 2) 消防・救急体制の充実

### ■現状と課題

本村の消防は、人吉下球磨消防組合と村の消防団が連携して活動しています。消防の出動状況は、原野等の火災の消火活動及び豪雨による水防活動等が主なものですが、このような災害に的確に対応するためには、より専門的かつ高度な体制の充実が求められています。

今後は、ひとり暮らし高齢者世帯や高齢者夫婦のみ世帯がさらに増加すると予測されるため、地域が一体となって防火意識を一層向上していく必要があります。

地域の防災活動の要である消防団については、村外に勤務している団員が多く、緊急時の出動に支障を来すこともあることから、村内在勤者を中心とした団員の確保が課題となっていますが、団員の減少も顕著であり、消防団の再編や機能別消防団の創設を検討していく必要があります。

また、近年、火災や災害の大規模化や多様化がみられ、想像を超える事態の発生が予想されることから、近隣市町村との相互応援体制を構築していく必要があります。

### ■施策の方針

消防・救急の技術を支える施設や装備の充実、消防団組織の強化を図ることで、消防・救急体制の拡充に努めます。

### ■事業の内容

- 消防施設等の整備
- 防災訓練など定期的な訓練の実施
- 消防団組織の見直し
- 住宅用火災報知機設置の推進
- 火災予防の啓発活動



### 3) 交通安全・防犯体制の確立

#### ■現状と課題

交通事故件数は、平成20年以降の死亡事故は発生していません。また、人身事故、物損事故についても減少傾向にあります。しかしながら、自家用車等の普及による交通量の増加に伴い、交通事故の危険性が増しています。安全な道路環境を確保するため、交通危険箇所の点検や把握に努め、危険箇所を解消していくとともに、運転者のマナーや交通安全に対する意識を高めていくことが必要です。事故の当事者になりやすい高齢者や子どもに対する安全教育の充実や交通安全意識の啓発は特に必要です。また、社会的な課題となっている飲酒運転に対する対策等も求められています。

近年、社会や地域の変化に伴って、地域のつながりが薄れ、地域社会が持っている犯罪抑止の機能が低下してきており、子どもや高齢者を狙った犯罪や侵入窃盗など身近な犯罪が増えています。安心して暮らすことができるむらづくりを進めるためには、行政や地域が一体となって、防犯体制の強化に努めることが必要不可欠です。防犯灯や街路灯を適切に配置し、犯罪が起きにくい環境づくりや地域における自主防犯活動の支援が必要です。

#### ■施策の方針

交通事故を防ぐため、関係機関と連携しながら交通安全意識の高揚を図るとともに、交通安全のための環境整備に努めます。

安心で安全な村を目指し、防犯パトロールなど地域の自主的な活動を促進することで、防犯意識の高揚を図るとともに、犯罪が起りにくい環境づくりに努めます。

#### ■事業の内容

- カーブミラー、ガードレール、歩道、道路標識等の整備
- 交通安全教室の開催
- 防犯パトロールの実施
- 防犯灯の設置



## 4) 生活安全体制の確立

### ■現状と課題

市場に物や情報があふれる時代、消費生活を取り巻く環境は、多様かつ複雑化しています。また安心・安全なものを求める消費志向が強くなってきており、「品質表示」や「産地表示」への関心も高まってきています。消費者が最適な商品やサービスを選択できるよう、普段から、選び、判断し、積極的に行動できる「賢い消費者」であることが必要です。

クレジットカードによる支払いやインターネットショッピングなど、便利な仕組みが普及するなか、それらを巧妙に利用した悪質な犯罪に巻き込まれるケースが高齢者や若者を中心に増加しています。

平成21年には消費者庁が創設され、消費生活の問題を解決していくための新たな仕組みが構築されました。悪質商法や多重債務等の問題も顕著化していますが、こうした被害の未然防止や拡大防止を図るため、犯罪悪質商法被害から消費者を保護するための啓発や必要な情報提供、啓発活動及び消費者相談業務の充実に努めることが必要です。

### ■施策の方針

消費生活に関する被害を未然に防止するため、消費生活に必要な知識やトラブルの対処法、問題事例等の消費者保護に関する情報提供や啓発活動に努めます。また、消費者教育の充実に努め、消費者の安全意識の向上、自主的な消費者活動の支援に努めます。

### ■事業の内容

- 消費生活センターと連携した相談体制の充実
- 広報誌、パンフレットによる消費生活情報の提供
- 正しい知識を身につけるための講座・講演会の開催





## 目標3 地域経済の安定を生み出す産業づくり

### 主要施策 3-1 農林水産業の推進

#### 1) 農林水産業の基盤整備と振興

##### ■現状と課題

本村の農業は、水稻をはじめ、畜産・茶・タバコなど、それぞれの特性を活かしながら品質向上を目指し、発展してきました。しかし、担い手の高齢化や後継者不足は避けられず、農村に求められるべき農地の保全や管理に大きな影響を及ぼしています。

農業の維持発展を推進する上で、また次世代に今ある資源を伝えていくためにも、担い手の確保はとて重要な課題であり、営農組織や認定農業者、新規就農者を支援する体制づくりを図りながら、有機農業推進法や、地産地消の取り組みを活かした新たな販路の拡大及び6次産業化により、収益性の高い産業構造の確立を目指し、地域資源の有効活用と効率的な土地利用を進めていくことが必要です。

農作業の効率化を図るためには、生産基盤の整備が重要です。農道については現在、広域農道が活用されていますが、まだ未整備農道が多くみられます。また、農業用水については、灌漑機能だけでなく、環境に配慮した整備が必要です。

森林の荒廃が進みつつある中で、山林の環境林としての機能を高めるとともに、放置化されている山林対策についてもその取り組みが必要です。

農林産物が鳥獣等に荒らされる被害が年々増える傾向にあり、農家や林家の生産意欲を低下させる要因のひとつになっています。鳥獣被害への有効な対策を検討することが必要です。

河川環境の良好な保全と、特産物として有名な鮎を始めとした魚族の育成、保護、増殖等を関係機関と連携して取り組むことが必要です。

##### ■施策の方針

農業生産基盤の整備や農地の集積による効率的な農地利用を行い、担い手の育成や参入企業との連携などを図り、6次産業化の取り組みに対する支援、販路の拡大と安全で安心な食糧の安定生産に努め、足腰の強い農業の実現を目指します。

農道や農業用水・排水路などの農業基盤、林道や作業道などの林業基盤の整備に努め、農山村地域の持つ多面的な機能の維持を促進し、景観の保全に努めます。

鳥獣被害の対策として、鳥獣被害防止計画に基づき、駆除隊による計画的な捕獲及び防護柵の設置等を実施します。

よりよい河川環境を保全し、各水産関係機関と連携しながら水産業の育成・支援を実施します。



## 事業の内容

- 認定農業者や集落営農経営発展に向けた支援
- 後継者や新規就農者の支援など担い手の育成
- 農業基盤の整備（圃場整備、農業用水、排水路の整備）
- 効率的な土地利用の推進
- 6次産業化の取り組みに対する支援
- 良品かつ収益性の高い農産物生産の推進
- 有機農業や循環型農業による環境保全型農業の推進支援
- 学校給食への地元農産品供給など地産地消の推進
- イベント交流などによる生産物の販路開拓
- 猟友会などと連携した鳥獣害防止対策
- 造林や間伐事業による森林資源の適正管理の促進
- 住民やボランティアとの協働による森林保全活動の促進
- 中山間地域等直接支払交付金と農地・水・保安全管理支払交付金による地域資源保全活動の推進
- 特産品開発の推進
- 林産加工物の流通促進
- 林業基盤の整備（林道、作業道整備）
- 広域農道の利活用促進
- 水産業の育成・支援の実施



## 主要施策 3-2 工業の振興

### 1) 新たな産業と村内企業の振興

#### ■現状と課題

地域産業の活性化と雇用の場の確保のため、既存の企業との連携を図りながら、人吉球磨地域全体で積極的な企業誘致の推進が必要です。

また、高速交通網の人吉インターチェンジが整備された優良な環境条件を活かし、優良企業の立地を受け入れる体制を整えることが必要です。

#### ■施策の方針

雇用の場の確保を図るための優良企業の誘致に努めます。また、既存の企業とも連携を図ります。

#### ■事業の内容

- 既存企業との連携・情報交換
- 人吉球磨地域が一体となった企業誘致

## 主要施策 3-3 商業の振興

### 1) 村内商業の核づくり

#### ■現状と課題

私たちの近隣市町には、ショッピングセンターや大型家電店などが進出し、村内からもたくさんの人が出かけています。

地元の商店は、地域の商業を支える上でその役割は重要です。地元商店の活性化は、村の活性化につながります。近年、コンビニエンスストアの進出があったものの、後継者不足などの問題を抱えており、商工会など関係団体と協力し、さらなる振興に努める必要があります。

#### ■施策の方針

商工会と連携し地元商店の育成に努め、商業の活性化を目指します。

#### ■事業の内容

- 商工会との連携による地元商店の育成
- 商工組織の強化



## 主要施策 3-4 雇用・就労環境の向上

### 1) 就労環境の整備

#### ■現状と課題

雇用の確保と創出のためには、住宅、教育、福祉等、多分野の政策や取り組みの連携が不可欠です。本村では、企業の進出により雇用の促進が図られていますが、まだまだ不十分です。今後は、住民生活の安定と向上を目指す上でも、就業機会のさらなる確保が必要です。関係機関と連携しながら、高齢者や障がい者の雇用の促進、勤労者福祉の向上に努めることが必要です。

#### ■施策の方針

就業機会の創出を図り、雇用の促進に努めます。また、ハローワークなどの関係機関と連携し、あらゆる雇用情勢の把握と情報の提供に努めます。

#### ■事業の内容

- 企業案内などによる雇用情勢の把握
- 求人情報等の情報提供
- 関係機関との連携



## 目標4 安心して暮らせる地域社会づくり

### 主要施策 4-1 健康づくりの促進

#### 1) 健康づくりの促進

##### ■現状と課題

偏った食生活や慢性的な運動不足といった生活習慣は、肥満や高血圧などの生活習慣病を招き、脳卒中や心臓病等の発症進行に深く関わっていると言われ、寝たきりや認知症へとつながっていく恐れがあります。さらには、社会環境が複雑化するなかで、心の不調や環境に起因する疾病の発生が見られます。このことは、個人や家族だけの問題ではなく、治療にかかる総医療費など、社会的な負担の増大にもつながります。

このため、いつでも健康で心豊かに生活できるように一人ひとりが自分の心や体に関心を持ち、食生活や運動習慣、休養等の生活習慣の改善に努めるとともに、疾病を早期発見、早期治療することで重症化を予防し、健康寿命を延伸することが重要となっています。

若い世代から健康に気を配り、心や体の状態を把握することを始め、職場や地域で健康づくりに取り組むことが必要です。

##### ■施策の方針

若い世代からの予防に重点を置き、住民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という意識が持てるように、わかりやすく、利用しやすい健康情報の提供を行うことで、住民の健康づくり活動を推進します。また、楽しく健康づくりができるよう、住民の自主的な健康づくり活動の支援や環境整備に努めます。

心の健康について相談できる窓口の周知やインターネットを活用した支援情報の提供に努め、自殺予防対策を推進します。

##### ■事業の内容

- わかりやすく、利用しやすい健康情報の提供
- 健康学習機会の充実と健康づくり実践のための体制づくり
- 健康づくり自主グループの育成と活動支援
- 保育園・学校・地域・関係機関と連携した食育の推進
- スポーツによる健康づくりの推進
- 「心の健康づくり」の推進



## 2) 保健・医療の充実

### ■現状と課題

健康で安心な暮らしを続けるためには、病気を早期発見し、早期に適切な医療を受けることができる体制が必要であることから、各種健診を実施しています。日常的な医療については村内および近隣にある医療機関が担っていますが、高度な医療を必要とする場合には、近隣都市の病院がその受け皿になっています。

救急医療については、人吉市内の病院が対応していますが、負担が大きくなっているのが現状です。近隣市町村との連携も図りながら、救急医療体制のあり方をあらためて検討していくことが必要です。

### ■施策の方針

近隣市町村や関係機関と連携し、救急医療体制の確保に努める一方で、病気の重症化を防ぐための早期発見、早期治療の促進を図ります。また緊急時における応急処置法の啓発など、救急医療に対する正しい知識の普及に努めます。

### ■事業の内容

- 健診の充実とフォローアップ体制の強化
- 近隣市町村・関係機関との連携を密にしながらの救急医療体制の確保
- 迅速かつ的確な救急医療情報の提供
- 保護者への子どもに対する応急処置法の啓発



## 主要施策 4-2 地域福祉の展開

### 1) 地域福祉の推進

#### ■現状と課題

少子高齢化や核家族化の進行により、子育ての不安に悩む親や社会的に孤立する高齢者世帯が増加しています。このような家族形態の変化に対応するため、社会全体で支援が必要な人を支える仕組みを整え、行政のみではなく住民、公共的団体、企業等の多様な主体が担い手となって福祉サービスを推進する必要があります。

本村では、社会福祉協議会が中心となって福祉ボランティア活動の育成を図るなど、「シルバー人材センター」を拠点とする地域福祉のネットワークづくりを進めてきました。このように公的なサービスが充実していくなか、制度の谷間にあつて公的なサービスでは対応できないちょっとした困りごとを地域での支え合いや助け合いによる共助で解決することが求められています。また、平成23年に発生した東日本大震災を契機に、より身近な隣人同士で助け合う「近助」の必要性が高まっています。

福祉の基本は「思いやり」であり、地域福祉を推進するうえで「お互い様」の心を醸成することが必要です。住民がお互いに豊かな関係を築き、住み慣れた地域で生涯を安心して暮らし続けるためには、民生委員、児童委員、社会福祉協議会と各行政区、ボランティアや各種活動団体、企業等が協力して地域福祉活動を推進していく必要があります。

#### ■施策の方針

社会福祉協議会を中心に、保健や医療、教育分野と連携した地域福祉のネットワークの強化・充実に努めます。また、一体的なサービスを提供するための「地域福祉計画」を策定し、計画的な実施に努めます。

#### ■事業の内容

- 住民との協働による「地域福祉計画」の策定
- 地域福祉活動や災害時を想定した「災害時要援護者台帳」の作成
- 社会福祉協議会を中心とした地域福祉ネットワークの強化
- 福祉ボランティアの育成



## 主要施策 4-3 子育て支援の充実

### 1) 子育て支援サービスの充実

#### ■現状と課題

少子化や核家族化が進むなか、家庭環境や社会環境が変化し、家庭における養育機能の低下や近隣関係の希薄化が進み、出産や育児に対する不安や悩みを抱える人、地域で孤立する家庭が増加しています。こうしたなか、より多様な子育て支援の環境づくりや女性が安心して子どもを産み育てられる環境づくりに取り組むことが求められています。また、社会的、経済的、精神的に不安定な環境に置かれがちな、ひとり親家庭に対する支援の充実が求められています。

本村では、子育て支援事業「ちゃちゃクラブ」を実施しており、母親同士の情報交換や交流を深める取り組み、相談業務、子育てサポートなど、安心して子育てができる環境づくりに取り組んでいます。また、本村内の利用可能な施設を活かし、小学校児童の放課後支援として、「さがらっば放課後クラブ」や「四浦クラブ」を実施しています。

今後も家庭や地域、学校、保育園、行政等それぞれの役割を担いながら地域一体となった、子ども自身が健やかに育つ環境づくりや子育てを支える環境づくりが必要です。

#### ■施策の方針

地域の子育て支援情報の集約や提供に努め、子育てに関する専門的な支援や、親子や地域住民が気軽に集い、交流ができる場づくりなど、子育て支援機能の充実に努めます。

子育てに携わる人に対し、仕事との両立の支援、リフレッシュできる機会の提供を図るなど、ニーズに応じた環境づくりに努めます。

「さがらっば放課後クラブ」や「四浦クラブ」のより利用しやすい環境づくりを進めるなど、地域が一体となって、小学校児童の放課後における居場所の確保に努めます。

#### ■事業の内容

- 子育てに関する支援・相談体制の充実及び情報の提供
- ボランティア団体などとの支援ネットワークづくり



ちゃちゃクラブ

四浦クラブ





## 2) 保育サービスの充実

### ■現状と課題

少子化や核家族化の進行、また、就業形態の多様化や女性の社会参加の拡大等に伴い、延長保育や乳児保育などの保育サービスの充実を求める声が高まっています。子育てと仕事の両立の面から、柔軟な保育サービスの対応が求められています。

今後も、サービスと負担のあり方を検討しながら、多様化する保育ニーズや保育需要を的確に捉え、安心して子どもを育てることができるよう、より充実した保育サービスの提供を図っていく必要があります。

### ■施策の方針

安心して子どもを育てることができるような保育体制の整備を図り、子ども一人ひとりが個性を輝かせ、心身ともにのびのびと健やかに育つ環境づくりに努めます。

働く親の多様化する職場環境や生活スタイルに応じたニーズの把握に努め、必要に応じた保育サービスの充実に努めます。

### ■事業の内容

- 乳児保育・延長保育の充実
- 障がい児保育に関する支援
- 一時保育・休日保育・病後児保育・特別保育の推進



なつめ保育園



あぞみ園



暁 保育園

## 主要施策 4-4 高齢者・障がい者福祉の充実

### 1) 高齢者福祉の充実

#### ■現状と課題

団塊世代の加齢や平均寿命の伸びにより急速に高齢化が進行し、平成19年4月に29.7%であった高齢化率は、平成25年4月では、33.6%になっており、山間地域ではすでに50%に達しています。平成30年には40%を超えると予測されています。

そのため、高齢者が住み慣れた所で安心して自立した生活を送ることができるよう、環境の整備が重要です。本村では、ふれあい訪問員を配置し、地域包括支援センターと連携して、地域に暮らす高齢者を訪問し、相談や介護予防、権利擁護といった地域での高齢者支援に取り組んでいます。

今後も、高齢者が住み慣れた地域で孤立感や孤独感を感じることなく自立した生活を続けることが重要であり、公的サービスのほか、地域における様々な活動により、高齢者の生活を支援する体制を整えていく必要があります。

また、高齢者が社会から支えられるだけでなく、自らもその知識や経験、技能を活かし、積極的に社会に参加することも重要であり、健康づくりや地域ボランティア活動への参加ができる意識づくりも必要です。

#### ■施策の方針

安心して生活できるよう、高齢者を支える環境づくりに努めます。また、高齢者自らが主体的に社会活動に参加できる環境を整えることで、生きがいづくり活動の促進に努めます。

#### ■事業の内容

- 介護予防の推進
- 「シルバー人材センター」の活用による高齢者の就労環境づくり
- 老人クラブ活動への支援
- 高齢者福祉事業に対するボランティア活動の推進
- 「生きがい活動支援通所事業」の推進



## 2) 支援が必要な人への福祉の充実

### ■現状と課題

平成15年度に支援費制度が開始され、サービスの利用形態が措置制度から支援費制度に移行し、平成18年から障害者自立支援法が施行され、身体障害・知的障害・精神障害を一元化した、新たなサービス利用の需要が増えています。サービスの重点は施設入所から地域での生活支援へと移りつつあるなど支援が必要な人を取り巻く環境は大きく変化しつつあります。

障がいのある人が必要とするサービスの確保や質の向上を図るとともに、こうしたサービスの利用を通して家族の負担を軽減していく必要があります。

また、障がいのある人の社会活動意欲は高まっていますが、働く場が少ないという課題もあり、社会へ参加する機会の充実が求められています。また、住宅や公共施設、道路の整備など、障がいのある人にやさしい生活環境の整備を図ることで、自立を支援できる地域づくりを進めていくことが重要です。

今後も、共生社会の理念に基づき、誰もがお互いの人格と個性を尊重し、住み慣れた地域とともに支え合いながら安心して暮らすことができ、障がいのある人も社会の一員として活動に参加できる環境を醸成していく必要があります。

### ■施策の方針

障がいのある人が、身近な場所で利用できる受け入れ施設の確保や、緊急時の受け入れ体制の整備に努めます。また、ホームヘルプや移動支援といったサービス事業や、障がいのある人が地域において自立した日常生活ができるよう、グループホームやケアホームの整備などの環境づくりに努めます。

障がいのある人が就労できるよう、関係機関や企業・団体などとのネットワークを形成し、就労支援体制やサービス提供体制の強化に努めます。

### ■事業の内容

- 居宅サービスの実施
- 生活支援事業の実施
- 小規模作業所の整備
- 関係機関と連携した就労支援体制の強化
- 公共施設のバリアフリー化の推進



### 3) 介護・支援サービスの充実

#### ■現状と課題

長寿社会の到来や核家族化の進行、ひとり暮らし高齢者世帯や高齢者夫婦のみの世帯が今後さらに増加すると予想されます。こうした高齢者世帯のうち、身近に親族や知人等の相談相手がない世帯では、地域社会の希薄化、家庭や地域における相互扶助の低下により、年齢を重ねることで日常生活において様々な不安が増すことが懸念されます。また、介護や支援を必要とする人たちの尊厳の保持と、自立支援の目的のもとで可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるような、地域の包括的な支援・サービス提供体制である地域ケアシステムを構築していくことが必要です。

本村では、相良村社会福祉協議会に地域包括支援センター運営を委託し、管内の医療機関、居宅介護支援事業所等の関係機関と連携を取り、相談や介護予防、権利擁護等の地域での高齢者支援に取り組んでいます。

高齢社会の進展に伴い、福祉や介護保険の給付費は一層増加すると予測されています。高齢者が健康を維持し、介護を必要とせず、また、寝たきりにならないように、自立した生活を継続できるように、介護予防や自立支援を推進することが重要です。また、介護が必要な人に対する適切なサービスの提供とともに、介護をする人に対する負担の軽減を図っていく必要があります。

住み慣れた地域で、健康で安心して暮らし続けることができるような村をつくっていくことが求められています。介護や支援に関する不安を解消するため、気軽に相談できる仕組みのさらなる拡充を図ることが必要です。

#### ■施策の方針

介護予防に重点を置き、介護予防の総合的マネジメントを担う「地域包括支援センター」を中心とした体制づくりに努めます。

#### ■事業の内容

- 介護予防に関する知識の普及・啓発
- 特定高齢者把握事業の促進
- 高齢者の実態把握の充実
- 訪問型介護予防事業の確立
- 「地域包括支援センター」の円滑な運営
- 在宅介護用品支給事業の充実



## 主要施策 4-5 社会保障の充実

### 1) 社会保障の充実

#### ■現状と課題

国民健康保険、後期高齢者医療保健、国民年金などの社会保障制度は、健康で文化的な生活を支えるうえで重要な役割を担っています。

本村では、およそ3割の方が国民健康保険に加入していますが、高齢化の進展や厳しい経済状況により、保険税（料）の収納率も低下の傾向にあります。しかし、一方で給付額は、高齢化や疾病構造の変化、医療技術の高度化などにより年々増加傾向にあります。こうした状況のなか、平成20年度から特定健診と保健指導をスタートし、生活習慣病を中心とした予防事業の取り組みを実施しています。

また、75歳以上の方を対象とした後期高齢者医療制度は、保険者である広域連合と県下の市町村が連携を図りながら事業を進める一方で、高騰する高齢者医療費の課題についても取り組んでいかなければなりません。

社会保障の厳しい状況を改善するためには、医療費を抑えることが重要です。生活習慣病の改善や若年からの健康づくりのための保健事業を行うことで、社会保障における財政の健全化を図っていくことが必要です。

#### ■施策の方針

健康づくりや疾病予防事業などの事業を積極的に実施し、医療費の適正化を図ることで、健全な保険制度の運営に努めます。

#### ■事業の内容

- 特定健診・保健指導の実施率向上のための対策の徹底
- 生活習慣病の発症・重症化予防のための訪問等による個別指導の実施
- 健康づくりに対する意識高揚の促進
- 医療費適正化対策の取り組み
- 広報誌やイベントを活用した社会保障制度の周知



## 目標5 個性と創造力あふれる、心豊かな人づくり

### 主要施策 5-1 生涯学習の推進

#### 1) 生涯学習の推進

##### ■現状と課題

ICT（情報通信技術）や環境問題をはじめ、近年の急速な技術革新や生活課題の多様化などを背景として、だれもが、いつでも、どこでも生涯を通じて学び続け、自己を高め、自己実現を図ることができるよう“生涯学習”を進めていくことがますます重要となっており、そのための総合的な環境づくりが求められています。

本村では、このような視点に立ち、中央公民館等を拠点として、社会の動きや住民のニーズに即した各種講座、講演会、セミナーなどの開催に努めてきました。

生涯学習社会を実現するためには、教育委員会はもとより庁内関係課との連携を密にし、生涯学習関連施策・事業の総合的な調整に努め、多様な学習機会を提供していくことが不可欠です。

すべての住民が主体的に選択しながら多様な学習活動を行えるよう、全庁的な生涯学習推進体制を確立し、関連施策・事業の総合調整に努めるとともに、生涯学習関連施設の整備充実や住民にとって利用しやすい施設となるよう配慮していくなど、選択性の高い生涯学習環境の整備に取り組む必要があります。

##### ■施策の方針

村民が学習ニーズに応じて学習機会を多様に選択しながら、生涯にわたって学び合い自己実現を図ることができるよう、住民の学習活動を支援する総合的な生涯学習推進体制や施設充実に努めるなど、生涯学習推進の総合的な環境整備を目指します。

学習意欲や興味に応じて住民が生涯を通じて、だれでも、いつでも、どこでも主体的に学ぶことができる質の高い学習環境の創出を図ります。

学習の成果が地域づくりや国際交流、教育、人材の育成などにつながるよう、地域・学校・家庭の連携を強化します。

##### ■事業の内容

- 総合的な生涯学習推進体制の確立
- 生涯学習関連施設の設備充実
- 学習指導体制の充実



## 主要施策 5-2 学校教育の充実

### 1) 学校教育の充実

#### ■現状と課題

現在、少子化の進行、情報化や国際化など社会の情勢の変化、学力低下、家庭環境の変化、人間関係の希薄化、子どもたちが巻き込まれる犯罪の増加など子ども達を取り巻く社会環境は、目まぐるしく変化しています。このような現状の中で、学校教育においては、一人ひとりを大切に、自ら学び、考え、行動できる能力を育むことが求められています。

子どもたちが、保・小・中学校教育を通して、良好な人間関係をつくる力や社会生活に適応できる力を身に付けるとともに、他人への思いやりや感動する心を育むことが求められる中で、家庭・地域・学校が一体となって、次代を担う子どもたちを育成することが必要です。特に、学校においては、子どもたちや地域の実情に応じた特色ある教育の推進を図ることが必要です。

#### ■施策の方針

人間尊重の精神及び豊かな心の育成をするとともに、確かな学力の育成やたくましく生きるための健康と体力の向上を図り、郷土愛の涵養と住民としての自覚の高揚を図ります。

#### ■事業の内容

- 学校図書館の充実
- インターネットによる学校情報の発信
- 保・小・中及び家庭・地域との連携体制の確立
- 開かれた学校づくりの推進
- 自然体験・勤労体験学習の推進
- 環境教育の推進
- 郷土愛を育む教育の推進
- 外国語指導助手による国際理解教育の推進
- 特別支援教育の体制づくり
- 個人に適した食育の推進
- いじめ・体罰のない学校づくり
- ICT を活用した事業の推進
- むし歯予防及び検診の取組強化

年 度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	
小学生	北 小	46	43	41	37	34	25	22	20	23	26	26
	南 小	268	249	245	242	244	231	225	219	221	200	196
	小 計	314	292	286	279	278	256	247	239	244	226	222
中学生	175	169	145	143	132	142	147	149	134	128	123	
合 計	489	461	431	422	410	398	394	388	378	354	345	

※平成 26 年度以降は推計

## 主要施策 5-3 社会教育の充実

### 1) 社会教育の充実

#### ■現状と課題

少子高齢化や情報化、科学技術、あるいは国際化の進展など社会経済環境の急速な変化の中で、生涯の各時期に応じて常に新しい知識・技能の修得を行うための学習活動が必要となっています。

本村では、住民が主体的に学び続けることができるよう、社会教育、学校教育など関連事業の連携を図りながら生涯学習の普及啓発や学習機会の提供に努めてきました。

今後も、一段と多様化・高度化していくことが見込まれる住民の学習ニーズや学習課題に対応していくためには、全村的な取り組みを一層強め、必要な施設の整備充実に努めながら生涯学習推進の視点に立った体系的な学習機会を提供していくことが求められます。

生涯学習の中心の一つをなす社会教育事業について、乳幼児から高齢者に至るまで体系的な学習プログラムを提供していくとともに、指導相談体制を充実していく必要があります。

#### ■施策の方針

「相良村社会教育指導の重点」に基づき、住民一人ひとりがそれぞれの学習ニーズや学習課題を的確にとらえながら社会教育の充実に努め、ライフステージに対応した体系的な学習機会の提供を目指します。

#### ■事業の内容

- 家庭教育の充実
- 青少年の健全育成
- 成人教育の充実
- 高齢者教育の充実
- 時代変化に対応した学習機会の提供





## 主要施策 5-4 地域文化の振興

### 1) 芸術・文化の振興

#### ■現状と課題

文化は、長い歴史のなかで築き上げられてきたものであり、社会において人と人のつながりを形成し、人が自分らしく生きるための自己表現の手段でもあります。

生活水準の向上、余暇時間の増大、長寿化など社会が成熟化・多様化するなか、芸術文化活動は活気と個性あふれる村を築く上でも大きな役割を果たしています。一人ひとりが心豊かに生きる社会を目指し、さらなる振興を図っていくことが求められています。

地域文化の担い手である住民一人ひとりが、多様な文化活動に取り組めるように、幅広く文化に触れる機会を確保し、芸術・文化活動を自主的に運営できる人材を育成することが必要です。また、相良村文化協会を文化交流の中心として位置づけ、広域レベルでの交流を進めていくことも課題であり、こうした文化交流を通して、住民が自らの創造性と感性を養い、新しい文化づくりにつなげていくことが必要です。

#### ■施策の方針

住民が自主的に行う文化・芸術活動を支援し、企画運営のための人材育成に努めることで、相良村文化協会を中心とした住民と行政の協働による芸術・文化のむらづくりを進めます。

#### ■事業の内容

- 文化・芸術活動に携わるリーダーやボランティアの育成
- 住民が主体的に芸術・文化活動の企画・運営に関わることができる仕組みづくり
- 優れた芸術や文化に触れる機会の提供
- 住民による創作や発表の場の提供



## 2) 文化財の保存・活用

### ■現状と課題

本村には、各種文化財や天然記念物があります。その中には国指定重要文化財等があり、この貴重な文化財を未来に受け継ぐべく保存していかなければなりません。

先人から受け継いだ貴重な文化財の中には、開発の進行などにより、保護や保全が早急に必要なのがあります。また、地域の民俗芸能・伝統行事の中には、生活様式の変化、後継者不足などにより消滅の恐れのあるものが含まれており、これらの保存・継承活動に対する支援が必要です。

住民が文化財に対する理解を深め、保護する心を育てるとともに、文化遺産への誇りが郷土愛に結びつくように文化財の保存・伝承ならびに文化財の活用などの対策を充実させ、重要な文化財を次の世代に引き継いでいくことが必要です。

### ■施策の方針

重要文化財の現状の把握と保存・活用に努め、その価値を広く周知することで、住民の郷土に対する理解を深め、貴重な文化財を後世に継承していく環境づくりに努めます。

### ■事業の内容

- 文化財保存のための支援
- 遺物や史料に触れる学習会などの実施
- 地域と協力した民俗文化財の保存
- 伝統芸能の保存継承のためのビデオ撮影

### ■相良村内の国・県指定等文化財一覧（平成25年4月1日現在）

名 称	指定内容	種 別	指定・登録年月日
十島菅原神社本殿・拝殿	国指定	重要文化財(建造物)	平成6年7月12日
球磨神楽(球磨地域一円)	国指定	重要無形民俗文化財	平成25年3月12日
相良村ふるさと館	国登録	有形文化財(建造物)	平成19年7月31日
井沢権現社中央殿・脇殿・摂社	県指定	重要文化財(建造物)	平成10年1月28日



■相良村指定文化財（平成25年4月1日現在）

種 別	名 称	指 定・登 録 年 月 日
有 形 文 化 財	山本神社本殿	平成4年6月22日
	四浦阿蘇神社本殿	平成16年5月18日
	刀剣	昭和62年1月21日
	山本神社棟札	平成4年6月22日
	永池家古文書	昭和53年7月17日
	経筒	昭和62年1月21日
	免田式土器	昭和62年1月21日
無 形 民 俗 文 化 財	大谷太鼓踊り	昭和62年1月21日
	初神棒踊り	昭和62年1月21日
	上川下獅子踊り	昭和62年1月21日
	永江太鼓踊り	昭和62年1月21日
民 俗 文 化 財	相良三十三観音十四番札所 十島観音堂内聖観音像	平成13年2月22日
	相良三十三観音十五番札所 蓑毛観音堂内十一面観音像	平成13年2月22日
	相良三十三観音十六番札所 深水観音堂内聖観音像	平成13年2月22日
	相良三十三観音十七番札所 上園観音堂内聖観音像	平成13年2月22日
	相良三十三観音十八番札所 廻り観音堂内聖観音像	平成13年2月22日
史 跡	十島菅原神社境内	平成13年2月22日
天 然 記 念 物	初神のイチョウ	平成5年3月15日
	中の原薬師堂のヤマザクラ	平成5年3月15日
	中の原薬師堂のイチョウ	平成5年3月15日
	夜狩尾のモミ	平成5年3月15日
	晴山のイチョウ	平成5年3月15日
	平川地藏堂のカヤ	平成5年3月15日
	古見院のタブ	平成5年3月15日
	山本神社のナギ	平成5年3月15日
	新村のエノキ	平成5年3月15日
	井上家のナギ	平成5年3月15日
	新村のケヤキ	平成5年3月15日
	棚葉瀬神社のタブ	平成5年3月15日

## 主要施策 5-5 生涯スポーツの振興

### 1) 生涯スポーツの振興

#### ■現状と課題

生涯にわたりスポーツ・レクリエーションなどに親しむことは、健康の保持増進と体力の向上を図るとともに、地域間交流、世代間交流の促進、青少年の健全育成、高齢者の生きがいと若者の定住を促進し、地域コミュニティの活性化、地域イメージの向上につながります。このことから、健康で明るく豊かな活力ある地域社会を築く上で生涯スポーツの振興は、極めて重要であり、より一層の普及、奨励が求められています。

本村では、これまで生涯スポーツの振興を重要施策とし、各関係団体と一体となった事業に取り組んで来ました。今後は、住民一人ひとりがスポーツ・レクリエーションに親しみ、健康・体力づくりを実践できるよう、交流機会の提供に努めるとともに、住民のニーズに対応できる、幅広く専門性を兼ね備えた指導者の育成・確保と生涯スポーツ推進体制の整備充実を図り、総合型地域スポーツクラブ等の地域に密着した多様なスポーツ支援策を講じていく必要があります。

既存の施設については、スポーツ活動だけでなく、各種のコミュニティ活動や文化活動など、多様化した生涯学習のニーズに広く対応できるよう活用方法を検討する必要があります。

競技スポーツの振興においては、競技選手の減少や協会構成員の高齢化などが見られ、活動が厳しい状況にあります。今後は、関係団体の組織強化を図るとともに、競技選手の育成強化や優秀な指導者の養成・確保が課題です。

#### ■施策の方針

スポーツニーズの多様化に対応し、スポーツを通じた地域コミュニティの形成のため、スポーツを通じた交流機会の充実、指導者の育成や施設の整備等を図り、子どもから高齢者まで誰もが手軽にスポーツライフを楽しめる環境づくりを進めます。

施設の安全性の向上や施設整備の充実、各種大会に通用する競技選手の育成についても取り組みます。

#### ■事業の内容

- 生涯スポーツ活動の振興
- 競技スポーツの振興
- スポーツを通じたコミュニティづくり
- 指導相談体制の充実
- スポーツ施設の整備充実
- スポーツ交流事業の推進



## 主要施策 5-6 人権の尊重

### 1) 人権教育

#### ■現状と課題

人権とは、誰もが生まれながらに持っている自分らしく幸せに生きる権利のことですが、地域社会や価値観の多様化が進むなかで、人権に対する正しい理解と認識が十分になされず人権侵害などの問題が発生しています。人権の世紀といわれる21世紀を迎えた今でさえも、さまざまな偏見や差別の問題が存在し、人権尊重の理念が必ずしも定着しているとは言えない状況にあります。

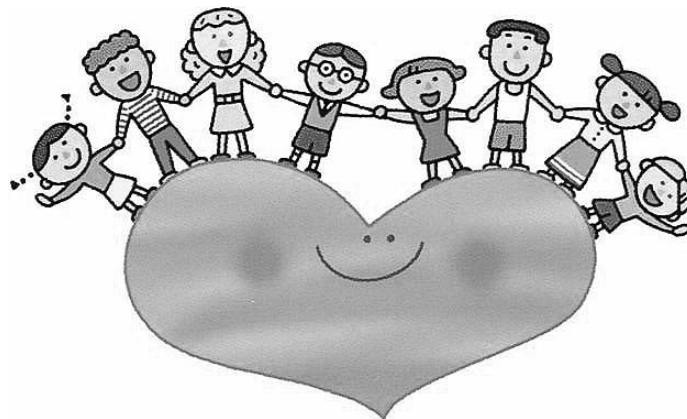
人権問題は、住民一人ひとりの意識や行動に直接的にかかわるものであり、一人ひとりが大切にされるむらづくりを目指し、人権感覚を育む教育の推進と充実を図ることが重要です。女性や子ども、高齢者、障がい者、外国人等への差別・偏見など、あらゆる人権問題に対する理解を一層深め、すべての人々がお互いの人権を尊重し、支え合いながら生きる共生社会を築いていくことが必要です。

#### ■施策の方針

差別や偏見がなく、基本的人権が尊重された一人ひとりが大切にされるむらづくりを目指し、学校や職場、地域社会などあらゆる場を通じて人権教育や啓発活動により、人権教育を進めます。

#### ■事業の内容

- 人権啓発活動の推進
- 人権教育の充実



## 2) 男女共同参画社会の形成

### ■現状と課題

「男女共同参画社会基本法」により、法律や制度の面での男女平等はほぼ実現されましたが、未だ男女共同参画社会の実現を阻む男性中心の社会の仕組みと、社会的性差別意識が根強く残っています。家事、育児、仕事、介護など様々な分野において依然として課題が残されており、女性に対する人権侵害や犯罪が後を絶たないという状況があります。こうしたなか、平成21年度に育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が改正され、仕事と生活の調和を重視するワーク・ライフ・バランスの考え方が広まってきています。

また、個人の尊厳を害し、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害としてDV（ドメスティック・バイオレンス）が社会問題となってきたため、平成24年に「DV対策基本計画」を策定し、DVの防止やDV被害者の支援の取り組みを積極的に実施してきました。

本村では、「相良村男女共同参画推進基本計画」を基に、一人ひとりの意識改革はもちろん、地域や職場、家庭などの分野で男女が対等で自立した人間として尊重され、性別に関わりなく個性と能力が発揮できる男女共同参画の視点に立った意識啓発を行うなど、体系的な男女共同参画の推進に努める必要があります。

### ■施策の方針

「相良村男女共同参画推進基本計画」に則り、住民・企業・行政・関係機関との連携により、学習や教育を推進し、家庭や地域、職場等で男女がパートナーとして尊重し合い、協力し合う意識の醸成を図ります。

政策や方針を決定する場への女性の参画機会を増やすとともに、PTAや地域の活動に男女が共に参画しやすい環境の形成に努めます。

ワーク・ライフ・バランスの意識啓発を行い、仕事と家庭生活や地域活動の両立を促進します。

人権を尊重し、DVやセクシュアル・ハラスメント等を許さない意識啓発を推進し、DV被害者への相談・支援体制を充実します。

### ■事業の内容

- 男女共同参画意識の啓発
- 男女共同参画に関する講演会・研修会の充実
- DV 被害者への相談体制の充実
- 審議会や村における職員の女性登用促進
- 男女格差のない就労条件の推進



## 目標6 交通の利便性を活かした産業と交流のむらづくり

### 主要施策 6-1 地域内外交流の促進

#### 1) 地域内外の交流促進

##### ■現状と課題

少子高齢化・過疎化の中で、地域の活性化や観光振興を図るため、各種交流イベントの開催や近隣市町村との交流がむらの魅力向上、交流人口の増加に欠かせない時代となってきました。

近年では、精神的な豊かさが重視されるなか、自然とのふれあいや心身の癒し、体験・学習等のさまざまな分野が観光の目的とされるようになり、地域の多様な自然や文化、産業等も観光の対象となってきています。また、団体旅行から個人やグループによる旅行、発地型観光から着地型観光へと移行する傾向にあります。

本村には各種団体が開催するイベント、地域に受け継がれてきた歴史ある伝統的な行事も数多くあり、村内外からたくさんの方が訪れます。

魅力ある地域資源は、地域内外の人との交流を活性化させる上でも、また住民の誇りを高めるうえでも重要であり、これからのむらづくりの大きな柱となります。今後も、地域内外の交流により村の活性化が図られるよう、交流活動を積極的に支援していくことが必要です。

また、少子化・過疎化の要因の一つとして晩婚化、未婚化が深刻な課題となってきました。

これまで交流の機会を提供してきた職場や青年団等の地域活動は、出会いの場としての機能を失いつつあるのが現状です。こうした現状を公的にもサポートし、地域内外の交流人口を増加させる必要があります。

##### ■施策の方針

住民相互の交流や地域間交流・連携を積極的に進め、農山村の魅力を広くアピールし、豊かな地域資源を活かした農山村と都市の交流活動の促進に努め、地域経済の活性化や地場産業などへの波及効果を図ります。

球磨郡9町村が支援協定を基に連携する「結婚支援」事業を活用して、村内の独身者と他地域の独身者が交流する場所を提供し、定住促進や地域の活性化を図ります。

##### ■事業の内容

- グリーンツーリズムの推進
- 各種団体によるイベントや伝統行事の支援
- 地域資源や特産品の内外へのPR 活動
- 結婚支援事業の推進



## 主要施策 6-2 集客交流の展開

### 1) 交流活動の促進

#### ■現状と課題

本村は、「さがら温泉茶湯里」などの交流施設や、国指定重要文化財の十島菅原神社や国指定登録有形文化財のふるさと館などの歴史的・文化的遺産を有し、イベントなどを通じて情報発信に努めています。

本村の豊かな自然を守ろうとたくさんのボランティアグループが連携し活動していますが、こうした力は、これからの魅力あるむらづくりに欠かせない力です。ボランティアグループの自主性を高めるとともに、若者を中心としたグループ及びリーダーを育成し、その連携・協力体制を強化していくことが必要です。

#### ■施策の方針

ガイドブックなどによる地域資源の情報発信を進めるとともに、この村の魅力をさらに高めるためにも、地域づくりに携わる人材の育成を図ることで、訪れた人たちを「おもてなしの心」で迎えることのできる体制づくりに努めます。

#### ■事業の内容

- 観光協会による活動の促進
- テレビ、情報誌、ホームページ、フェイスブック等での情報発信





## 2) 集客交流基盤の整備

### ■現状と課題

本村では、これまでに「さがら温泉茶湯里」などを交流拠点として整備してきました。いずれも周辺施設と連携した活動の拠点としての役割を担っています。

村全体としての魅力を高めていくためには、各拠点をネットワークで結び、地域産業や住民との連携を図る一方で、都市圏からすればそのものが癒しの空間である素晴らしい自然環境を、観光や環境資源として再認識し、活用していくことが求められています。また、観光協会などを含めた広域的な観光ネットワークづくりが必要です。

観光PRの充実を目指すとともに、イベントやガイド情報を発信し、村の知名度を高めることが必要です。村全体が「おもてなしの心」を醸成し、新たな観光資源の創出や広域観光ルートの設定など魅力ある観光の振興に取り組み、村内外からの観光客の誘致を積極的に図ることが必要です。

### ■施策の方針

観光協会や商工会と連携し、新たな地域資源の掘り起こしや拠点施設の充実を図るとともに、県や近隣の市町村と連携しながら広域的な観光ネットワークづくりに努めます。

### ■事業の内容

- 他市町村との連携による広域的な観光ネットワークづくり
- 既存の資源を活かした観光振興
- 新たな地域資源の掘り起こし
- 交流施設の適性な維持管理



## 目標7 快適な生活を支える基盤づくり

### 主要施策 7-1 道路・交通網の整備

#### 1) 道路網の整備

##### ■現状と課題

道路は地域の産業経済の発展だけでなく、私たちの生活と密接に関わり、人や文化などの交流を促すという意味でも、むらづくりの重要な基盤です。本村へのアクセス道路の中で軸となっているのは、九州自動車道と国道445号及び県道33号線等です。

国道445号は、交通量の増加にともない交通事故也多発しているため、未改良区間の早期改良が望まれています。また県道については狭い部分も多く、特に前田地区と境田地区を結ぶ県道小枝深水線の橋梁架け替えが急務となっています。生活道路として重要な役割を果たす村道も集落内の部分については旧来からの道が多く、緊急自動車が進入できる幅員を持たないところもあるため、平常時ばかりでなく災害時においても、交通安全の面から、円滑で安全に通行できる道路の早期整備が望まれています。

##### ■施策の方針

国道、県道の整備拡充を促すとともに、幹線道路を中心とした村道整備を進めることで、安全性や利便性、ユニバーサルデザインに配慮した道路網整備に努めます。

##### ■事業の内容

- 国道の整備促進
- 県道の整備促進
- 村道の拡幅、改良整備
- 村道における交通安全施設整備
- 集落道路の拡幅、改良整備



## 2) 交通網の整備

### ■現状と課題

本村における公共交通機関は、くま川鉄道、産交バスの路線バスがあります。主に通勤や通学、自家用車を利用できない高齢者に利用されていますが、年々利用客が減少しているのが現状です。

村内小、中学校の遠方通学者の交通手段としては、スクールバスを運行することで、その交通手段の確保が図られています。

地域内での交通格差は解消されていますが、利用者数も少ないことから、公共交通機関と連携した新たな交通体系を築くなど、より利用が期待できる環境をつくることで、生活路線としてのバス路線の維持を図ることが必要です。

### ■施策の方針

人や環境にやさしい交通体系の実現を目指し、高齢者や子どもの移動手段の確保を図るなど、住民のニーズにあった路線バスの運行に努めます。

地域における公共交通の重要性を周知し、関係機関と積極的に連携することで、利便性の向上に努めます。

### ■事業の内容

- 地域公共交通の活性化
- 産交バスとの連携
- スクールバス運行の充実



## 主要施策 7-2 情報通信網の整備

### 1) 地域情報化の推進

#### ■現状と課題

情報通信技術（ICT）の進歩は、世界的規模で社会・経済活動に大きな変化をもたらし、日常の住民生活にも情報通信技術の活用が不可欠になっています。

本村では、情報提供の手段として、告知放送システムやインターネットのホームページなどを活用していますが、これからのデジタル化の時代に対応した環境の整備がさらに必要です。

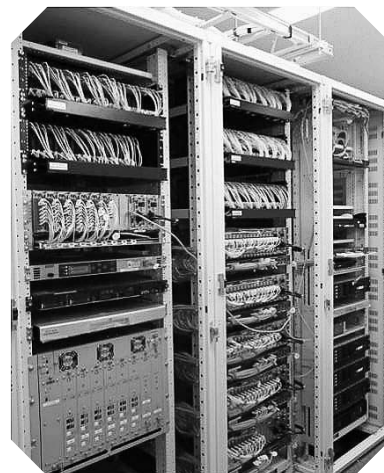
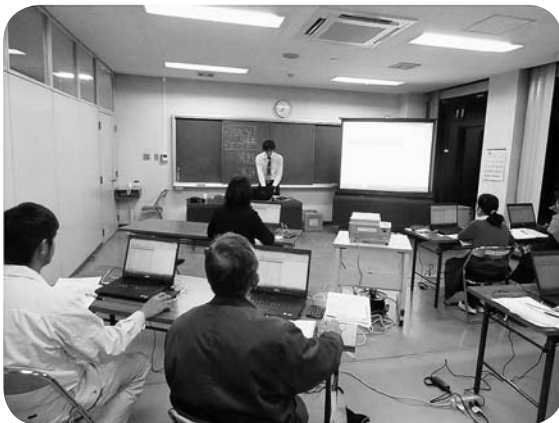
各種行政情報システムの電算化並びに業務の統合整備により、住民サービスの向上、行政事務の効率化に一定の成果が得られていますが、さらなる高度情報化に対応した人材の確保、個人情報等の取扱い方など、新たな課題への対応が必要です。

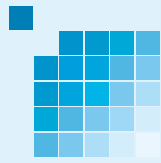
#### ■施策の方針

高速・大容量の情報通信網を活用した多種多様な情報の提供やコミュニケーションが可能となる環境整備に努める一方で、保持する情報の管理など課題の解消に努めます。

#### ■事業の内容

- デジタル化に対応した各種情報手段の拡充
- 高度情報化に対応した人材の育成・確保
- 事務の効率化を目指した電算化の推進
- セキュリティーポリシーに基づく情報保護の徹底





# 資料編

歴代村長・副村長・議長・副議長  
相良村の年表

## 歴代村長・副村長・議長・副議長

## ○歴代村長

期 間	氏 名
昭和31. 9.29 ~ 昭和46. 3.27	橋 口 勝 利
昭和46. 4.25 ~ 昭和56.10.17	緒 方 民 夫
昭和56.11.22 ~ 平成13.11.21	高 岡 隆 盛
平成13.11.22 ~ 平成20. 2. 6	矢 上 雅 義
平成20. 3.24 ~	徳 田 正 臣

## ○歴代副村長(平成19年3月31日までは助役)

期 間	氏 名
昭和31.11. 1 ~ 昭和43.10.31	石 原 繁 実
昭和43.11. 1 ~ 昭和51.11.15	丸 山 武 夫
昭和51.11.16 ~ 昭和63.11.15	福 山 仁
平成元.12.15 ~ 平成13.12.10	中 村 司 朗
平成14. 2.13 ~ 平成17. 3. 1	原 先 利 文
平成17.12.27 ~ 平成20. 3.31	高 田 義 弘

## ○歴代議長

期 間	氏 名
昭和31. 9. 8 ~ 昭和32. 4.30	有 瀬 武 雄
昭和32. 5. 1 ~ 昭和36. 4.30	阿 川 上
昭和36. 5. 1 ~ 昭和40. 4.30	江 口 福 治
昭和40. 5. 1 ~ 昭和44. 4.30	永 島 道 人
昭和44. 5. 1 ~ 昭和46. 4.30	高 岡 隆 盛
昭和46. 5. 1 ~ 昭和48. 4.30	矢 上 昭 次 郎
昭和48. 5. 1 ~ 昭和52. 4.30	山 下 廣
昭和52. 5. 1 ~ 昭和56. 4.30	溝 口 義 孝
昭和56. 5. 1 ~ 昭和60. 4.30	中 村 喜 一 郎
昭和60. 5. 1 ~ 平成元. 4.30	上 原 勇 作
平成元. 5. 1 ~ 平成 4. 8.25	堀 川 金 泰
平成 4. 8.29 ~ 平成 9. 4.30	恒 松 新
平成 9. 5. 1 ~ 平成13. 4.30	豊 福 寅 熊
平成13. 5. 1 ~ 平成16. 4. 4	堀 川 金 泰
平成16. 4.12 ~ 平成16. 6. 2	桑 原 親 男
平成16. 6.15 ~ 平成17. 3. 3	大 土 手 良 助
平成17. 5. 1 ~ 平成21. 4.30	横 山 良 継
平成21. 5. 1 ~ 平成25. 4.30	小 善 満 子
平成25. 5. 1 ~	友 田 政 春

## ○歴代副議長

期 間	氏 名
昭和31. 9. 8 ~ 昭和36. 4.30	竹 野 巖
昭和36. 5. 1 ~ 昭和40. 4.30	池 田 武
昭和40. 5. 1 ~ 昭和44. 4.30	稲 富 克 己
昭和44. 5. 1 ~ 昭和48. 4.30	大 塚 智
昭和48. 5. 1 ~ 昭和52. 4.30	溝 口 義 孝
昭和52. 5. 1 ~ 昭和56. 4.30	中 村 喜 一 郎
昭和56. 5. 1 ~ 昭和60. 4.30	坂 本 智
昭和60. 5. 1 ~ 昭和63. 2.29	堀 川 金 泰
昭和63. 3. 1 ~ 平成元. 4.30	西 利 光
平成元. 5. 1 ~ 平成 4. 8.25	恒 松 新
平成 4. 8.29 ~ 平成 8. 6.25	福 田 輝 雄
平成 8. 7. 1 ~ 平成 9. 4.30	新 堀 澄 春
平成 9. 5. 1 ~ 平成13. 4.30	綱 木 國 暉
平成13. 5. 1 ~ 平成16. 4. 4	桑 原 親 男
平成16. 4.12 ~ 平成16. 6. 2	大 土 手 良 助
平成16. 6.15 ~ 平成17. 3. 3	山 村 富 一
平成17. 5. 1 ~ 平成17.11. 2	小 村 仁
平成17.11.12 ~ 平成21. 4.30	小 善 満 子
平成21. 5. 1 ~ 平成23. 3. 1	横 山 良 継
平成23. 3.10 ~ 平成25. 4.30	茂 吉 隆 典
平成25. 5. 1 ~	吉 松 啓 一

## 相良村の年表

年	月	内 容
安永 3 年		柳瀬村 181戸 1,103人 深水村 52戸 467人 川辺村 194戸 1,504人 四浦村 241戸 1,358人 計 668戸 4,432人
明治 8 年		柳瀬村 223戸 1,063人 深水村 101戸 499人 川辺村 277戸 1,327人 四浦村 307戸 1,471人 計 908戸 4,360人
昭和 31 年	9 月	川村、四浦村合併し相良村誕生（9月1日） 村の面積94.78km <sup>2</sup> 人口8,926 人
	9 月	相良村初代村長 橋口勝利氏就任
	10 月	10月1日現在 人口 川 男2,897人 女2,974人 計5,871人 四浦 男1,465人 女1,473人 計2,938人 合計 男4,362人 女4,447人 計8,809人
昭和 32 年	4 月	合併後初の村議会議員選挙 議員18名決定（投票率93.59 %）
昭和 33 年	6 月	四浦（椎葉、野原、中ノ原、嶽野など無灯火地区）に有線放送施設完成
昭和 34 年	3 月	相良村公民館報「さがら」第1号発行
	3 月	田代地区簡易水道完成 給水人口約800名
	3 月	ラジオ熊本テレビ（RKK）サービス放送開始
昭和 35 年	3 月	相良橋（旧棚葉瀬橋）完成
	6 月	川辺畔で古墳十数基発見
昭和 36 年	4 月	野原分校が相良村野原小学校となる
	5 月	相良村最初の老人クラブ、永江老人クラブ、誕生
	10 月	村道 平原～十島線完成
昭和 37 年	5 月	柳瀬新村の原園吊橋完成
	8 月	四浦深水吊橋完成
	12 月	県の農業構造改善事業地域指定を受ける
昭和 38 年	8 月	川辺川大洪水
昭和 39 年	4 月	高原台地に灌漑用水及び飲料用水道完成
	8 月	台風14号被害
	8 月	臨時村議会で「道徳の村」宣言を採択
昭和 40 年	7 月	集中豪雨による大災害
	8 月	台風15号被害
昭和 41 年	3 月	相良農協、相良第一農協合併し相良村農協発足
	12 月	相良村商工会設立
昭和 42 年	6 月	九州地方建設局川辺川工事事務所発足
	9 月	吉野尾橋完成

年	月	内 容
昭和43年	5月	相良村児童館と老人憩いの家落成
	9月	相良北小、中学校合同給食開始
昭和44年	7月	棚葉瀬団地圃場整備事業 揚水工事完成
	8月	高原土地改良区開田竣工
昭和45年	2月	四浦製茶協同組合の製茶工場完成
	9月	尾方原林道、新增谷林道起工式
昭和46年	3月	相良南小学校体育館落成
	8月	台風19号来襲
	9月	相良村の村章決定
	10月	地域集団電話開始
昭和47年	4月	人吉下球磨消防組合設立
	4月	川辺川総合土地改良組合設立
	12月	相良村文化財保護委員会（委員長高田来氏）発足
昭和48年	3月	村道永江～野原線の黒石橋完成
	3月	相良北小学校体育館落成
昭和49年	10月	相良北小学校で第20回九州へき地教育研究大会班別研究会開催
	11月	相良南小学校創立百周年記念式典
昭和50年	11月	相良村農協総合センター完成
	11月	相良北小学校創立百周年記念式典
昭和51年	4月	権現橋完成
	9月	相良村合併20周年記念式典
昭和52年	2月	川辺大橋（旧永江橋）完成
	4月	深山橋完成
	9月	相良村にゴルフ場オープン
昭和53年	1月	川局と四浦局の電話ダイヤル化
	4月	四浦保育所「あざみ園」開所
	10月	相良村役場新庁舎落成
昭和54年	11月	県町村大会で相良村自治優良村表彰を受ける
昭和55年	3月	柳瀬橋完成
	5月	木綿葉大橋完成
昭和56年	3月	相良北中学校 校舎・屋内・屋外運動場落成
	11月	「さがら音頭」レコード盤作成
昭和57年	7月	集中豪雨災害
昭和58年	2月	「県営農地保全事業」完工式及び記念碑除幕式
	6月	相良村土地改良区発足
	8月	相良北中学校男子バレーボール部全国大会出場
昭和59年	3月	相良南中学校体育館落成
	12月	村議会で「非核と平和と緑の村宣言」決議



年	月	内 容
昭和 60 年	2 月	村議会 議員定数16名から14名へ（2名定数削減）
	3 月	特別養護老人ホーム「川辺川園」開園
	3 月	広域基幹林道「夜狩尾線」（県営）完成
	3 月	相良南中学校校舎落成
昭和 61 年	11 月	住みよい村づくりを目指し5項目の「村民憲章」発表
昭和 62 年	3 月	相良南小学校校舎落成
	5 月	「霧の都・茶の里・茶つみ観光」実施
昭和 63 年	7 月	第1回サガラッパ祭開催
平成元年	3 月	相良南小学校改築工事完成
	3 月	川辺分校、柳瀬分校が廃校となり本校に統合
	10 月	人吉球磨広域行政組合設立
平成 2 年	1 月	相良村奨学金貸与条例制定
	3 月	川辺地区構造改善センター落成
	4 月	老人福祉施設「デイ・サービスセンター」完成
	4 月	相良村文化協会設立
	12 月	夫婦橋完成
平成 3 年	2 月	相良村総合体育館落成
	3 月	柳瀬地区構造改善センター落成
	9 月	台風19号被害
平成 4 年	4 月	山本神社（深水）県内最古の神社建築と判明
	9 月	学校週5日制開始
	10 月	相良村在宅福祉事業推進の功績で厚生大臣表彰を受ける
平成 5 年	4 月	役場が毎週土曜・日曜日閉庁となる
	10 月	全国茶品評会で相良村が産地賞受賞
平成 6 年	3 月	野原小学校廃校
	3 月	弓道場落成
	4 月	相良村誌第1巻「或村の近世史」発刊
	7 月	十島菅原神社が国の重要文化財に指定
	10 月	大規模林道開通式（相良村～五木村28.3km）
	11 月	大神橋完成
平成 7 年	3 月	深水簡易水道竣工
	7 月	相良村四浦支所が相良村四浦出張所に変更
	8 月	住民基本台帳が電算化される
平成 8 年	1 月	鮎の中間育成施設完成
	8 月	中四浦地区農業集落排水処理施設供用開始
平成 9 年	4 月	「ふれあいリフレ茶湯里」オープン
平成 10 年	1 月	川辺地区簡易水道施設完成
	7 月	相良南中学校吹奏楽部が県吹奏楽コンクール初出場で最優秀賞受賞

年	月	内 容
平成 11 年	10 月	第54回国民体育大会「くまもと未来国体」開催 (成年女子9人制バレーボール競技会場)
平成 12 年	3 月	相良橋完成
	11 月	十島菅原神社修復工事完了 412年前の姿へ修復される
平成 13 年	7 月	相良村ホームページ開設
	8 月	全国高等学校総合体育大会「新世紀総体」開催 (女子バレーボール競技会場)
	12 月	球磨郡市で初めて戸籍が電算化される
平成 14 年	3 月	相良北小学校3年生制作「お茶からながめるふるさと四浦」が第8回マイタウン マップコンクールで農林水産大臣賞受賞
	4 月	下四浦地区農業集落排水処理施設供用開始
	6 月	相良南中学校プール完成
	11 月	人吉下球磨合併任意協議会設立 (人吉市と相良村)
平成 15 年	3 月	柳瀬地区簡易水道施設完成
	4 月	人吉・相良合併協議会設立
	4 月	相良北中学校と南中学校が統合し、相良中学校となる
	7 月	相良北小学校新校舎落成
	7 月	人吉・相良合併協議会解散
平成 16 年	6 月	台風16号来襲
	9 月	台風18号来襲
平成 17 年	4 月	村議会 議員定数14名から12名へ (2名定数削減)
	6 月	相良北小学校プール完成
	9 月	台風14号来襲
平成 18 年	4 月	川辺川永江の中洲で戦時中の不発弾が発見され無事に処理完了
	7 月	梅雨前線豪雨「平成18年7月豪雨」
	9 月	相良村制50周年 (9月1日)
平成 19 年	4 月	四浦保育所 (あざみ園) 民営化スタート
	8 月	四浦出張所を四浦郵便局内へ移転
	11 月	女性消防隊が誕生
平成 20 年	4 月	川地区農業集落排水施設供用開始
	6 月	相良村男女共同参画社会推進懇話会設置
	7 月	森林基幹道相良五木線開通
平成 21 年	2 月	「安全・安心な相良村の実現に向けた相良村・人吉警察署連絡会議」設置
	4 月	村議会 議員定数12名から11名へ (1名削減)
平成 22 年	5 月	さがら村グリーンツーリズム研究会発足
	5 月	さがら温泉「茶湯里」有料入館者数350万人達成
平成 23 年	3 月	相良村地域情報通信基盤整備事業 落成
	4 月	相良村地域づくり補助金事業 開始
	12 月	村職員による鳥獣被害対策実施隊発足

年	月	内 容
平成 24 年	4 月	球磨郡各町村が合同で取り組む結婚支援協定締結
	5 月	相良村総合運動公園の東屋完成
	7 月	7.12豪雨被害
	9 月	学校給食食材費3割補助
	10 月	中学校3年生まで医療費無償化
	10 月	(株)フードワークスが農業参入 協定締結
	10 月	さがら温泉「茶湯里」有料入館者数400万人達成
平成 25 年	4 月	相良村公式Facebookページ開設
	4 月	相良村キャラクター「サガラッパ」誕生
	4 月	村議会 議員定数11名から10名へ（1名定数削減）
	4 月	「相良村応援元気づくりプロジェクト」始動
	6 月	活力あるむらづくりシンポジウム in 相良村 開催 400人参加
	6 月	相良村集落支援員 設置
	7 月	人・農地プラン 策定
	8 月	熊本県立大学総合管理学部自主研究プロジェクト「KUMAJECT」開始
	9 月	熊本県立大学と連携のもと「上四浦地区の地域振興」に関する調査実施
	10 月	熊本県立大学と包括協定締結
	10 月	「LOVE♡SAGARA PROJECT」始動 （「相性が良くなる村」を全国へ向けて発信）

# 第5次相良村総合計画

## 第2期基本計画


### 相良村

編集・発行 相良村役場総務課企画情報係

〒868-8501 熊本県球磨郡相良村大字深水 2500-1

Tel:0966-35-0211 Fax:0966-35-0011

<http://www.vill.sagara.lg.jp>

 <http://www.facebook.com/vill.sagara>

相  
性  
が  
良  
く  
な  
る  
村